

# 高等学校等就学支援金・新制度 事務処理要領（第1版）

## （都道府県事務担当者用）

### まえがき

本要領は、改正法（令和8年法律第8号）による改正後の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づく「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の新制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものです。

各都道府県においては、この法律の目的を改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿って実施していただくようお願いします。

#### ※下線部が改正部分

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容されます。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図ってください。

なお、新制度の対象外となるものの、改正法附則第2条及び改正省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項の規定が適用され、従前の例によることとされている在校生の取り扱いについては、第I部第三章3（就学支援金の支給）に定める令和8年4月の手続きのほか、基本的には、別冊「高等学校等就学支援金事務処理要領」（第14版）（令和7年4月）に基づき事務処理を行ってください。

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室

第1版 令和8年4月

# 【目次】

## 第 I 部

### 第一章 高等学校等就学支援金制度の概要

- 1 制度の経緯・趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要・・・・・・・・6
  - (1) 法律の趣旨
  - (2) 対象となる学校
  - (3) 受給資格
  - (4) 支給期間
  - (5) 受給資格の認定
  - (6) 就学支援金の額
  - (7) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例
  - (8) 就学支援金の支給
  - (9) 代理受領
  - (10) 休学時の支給停止
  - (11) 不正利得の徴収
  - (12) 報告等
  - (13) 罰則
  - (14) 就学支援金交付金の支払請求、支払
  - (15) 経過措置の対象となる外国人学校
  - (16) その他の留意事項

### 第二章 就学支援金に関する事務の流れの概要・・・・・・・・12

### 第三章 就学支援金に関する事務

- 1 就学支援金交付金の申請に関する事務・・・・・・・・13
  - (1) 都道府県予算への計上
  - (2) 就学支援金交付金の交付申請
  - (3) 就学支援金交付金の変更交付申請
  - (4) 就学支援金交付金の支払
- 2 制度の周知・・・・・・・・14
- 3 就学支援金の支給・・・・・・・・15
  - (1) 受給資格認定申請
  - (2) 就学支援金の支給決定
  - (3) 国籍・在留資格等変更届
  - (4) プライバシーに配慮した提出方法
- 4 就学支援金の代理受領、授業料との相殺・・・・・・・・20
  - (1) 学校種共通の取扱い
  - (2) 都道府県立高等学校等の取扱い
  - (3) 市町村立高等学校等の取扱い

5	就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	22
6	実地検査及びそのフォローアップ	23
7	就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書	23
	(1) 就学支援金・新制度の対象となる国籍・在留資格等に該当しなくなったことによる受給資格の消滅	
	(2) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅	
8	休学に伴う就学支援金の支給停止、再開	24
	(1) 支給停止	
	(2) 支給再開	
	(3) 受給権者ではない生徒が休学する場合	
9	転学に伴う就学支援金の取扱い	25
10	不服申立て	25
11	学校種ごとの留意点	25
	(1) 株式会社立高等学校	
	(2) 広域通信制高等学校	
	(3) 市町村立高等学校等	
	(4) 公立大学法人立高等専門学校	
	(5) 公立大学法人が設置する大学附属の高等学校	
12	高等学校等就学支援金事務費交付金	26
13	都道府県から市町村への権限移譲	26

## 第Ⅱ部

1	単位当たりの授業料を設定している場合の特例	27
---	-----------------------	----

## 第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

Q&A（個別具体の事務処理について）	32
--------------------	----

## 第Ⅳ部 関係法令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）	51
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）	59
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）	64

### 参考資料 各種様式

本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱におい

て示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

※本要領で単に「法」、「令」、「規則」とあるのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を示す。

※本要領で単に「都道府県」とあるのは、法第4条の「都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては都道府県教育委員会）」を指す（法第14条第1項及び第2項で準用する場合を除く）。

※本要領で「e-Shien」とあるのは、文部科学省が提供する「高等学校等就学支援金事務処理システム」全体を指し、「オンライン申請システム」とあるのは、そのうち生徒等が申請等を行うインターネット公開部分のシステムを指すものとする。

# 第 I 部

## 第一章 高等学校等就学支援金制度の概要

### 1 制度の経緯・趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

#### (1) 制度の経緯

(平成 22 年制度創設時の状況について)

- (1) 高等学校等は、平成 22 年時点で進学率が約 98%に達する国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。
- (2) 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。
- (3) 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権 A 規約<sup>(※)</sup>にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

※ 国際人権 A 規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。(我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。)

(平成 26 年の改正による所得制限の導入について)

- 制定附則の見直し規定に基づき制度の検証を行ったところ、加算措置を含めても、就学支援金と私立高校の平均授業料に差があったため、就学支援金の支給では低所得世帯の教育の機会均等の達成には不十分であることが明らかになった。しかしながら、その当時は当該加算の拡充に必要な財源を政府全体で確保する環境が整わなかったため、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」観点から財源配分の優先順位を改めて検討した結果として、低所得世帯への加算を拡充する一方で、高所得世帯への所得制限が止む無く設けられた。

#### (2) 令和 8 年法律改正の背景の趣旨・目的

(今回の改正により所得制限を撤廃することについて)

- 平成 26 年に所得制限が導入された後も、上述の「高校教育に係る費用について社会全体で負担する」という理念及び「無償教育の漸進的な導入」という目標に少しでも近づくことができるよう、就学支援金法施行令の改正により、就学支援金の加算の対象を広げるとともに、加算の金額も引き上げ、中所得世帯までの私立高校授業料の実質無償化を図ってきた。
- 人口減少社会において、生産年齢人口の減少による働き手不足のほか、職業間のミスマッチ (AI・ロボット等の活用を担う人材が約 300 万人不足する一方で、事務、販売、サービス等の従事者は約 300 万人の余剰) など、我が国の社会経済構造は困難な局面を

迎えることが予想される中、進学率が約99%に達する高等学校等については、初等中等教育段階最後の国民的な教育機関として、その果たす役割は今後益々大きくなる。

- 生徒一人一人が、我が国社会の発展を支える人材となるためには、経済的事情はもとより、公立・私立などの設置者の別に関わりなく、興味・関心を含む多様な入学動機に基づく自らの希望に応じた教育を受けられるような環境を整備していくことが重要である。
- このため、社会全体でもって、その教育費を負担し、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を実現することにより、将来、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成・輩出することが社会的要請となっている。
- 今回は、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の合意も踏まえて、就学支援金法の改正により所得制限及び加算に係る収入要件を撤廃するとともに、就学支援金法施行令の改正により就学支援金の額を私立学校の平均的な授業料をカバーできる程度の水準に引き上げるものである。

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

- (1) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。
- (2) 公立・私立などの設置者の別に関わりなく、自らの希望に応じた教育を受けられること
- (3) 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

### (3) 令和8年改正の概要

#### I 改正法の概要

##### 1 目的規定の見直し

現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けられることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることとしたこと。（改正後の第1条関係）

##### 2 受給資格の見直し

###### (1) 所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととしたこと。

###### (2) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定することとしたこと。（改正後の第3条第1項関係）

##### 3 費用負担の見直し

都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとしたこと。（改正後の第15条第1項関係）

##### 4 施行期日

改正法は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。（附則第1条関係）

## 5 経過措置

改正法の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置するなど、所要の経過措置について規定したこと。（附則第2条から第4条まで関係）

## 6 検討規定

政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。（附則第5条関係）

## II 改正政令の概要

### 1 就学支援金の支給限度額

法第5条第1項の政令で定める就学支援金の支給限度額は、次のとおりとしたこと。  
（改正後の第2条関係）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	9,600円	9,900円	38,100円
高等学校定時制	9,600円	2,700円	38,100円
高等学校通信制	9,600円	520円	28,100円
中等教育学校後期課程全日制	9,600円	9,900円	38,100円
中等教育学校後期課程定時制	9,600円	2,700円	38,100円
中等教育学校後期課程通信制	9,600円	520円	28,100円
特別支援学校高等部	400円	400円	38,100円
高等専門学校	19,550円	19,550円	38,100円
専修学校（通信制を除く）	13,900円	38,100円	38,100円
専修学校通信制	13,900円	28,100円	28,100円
各種学校	9,600円	38,100円	38,100円
特定教育施設	9,900円	38,100円	38,100円
高等学校、中等教育学校後期課程及び専修学校のうち、単位数に応じて授業料の額を定めるもの	支給総額が1,371,600円を超えない範囲内において、履修単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額		

### 2 施行期日

改正政令は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。（附則関係）

## III 改正省令の概要

### 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の改正（第1条関係）

#### (1) 支給対象高等学校等の見直し

支給対象高等学校等から、各種学校のうち、外国人を専ら対象にするものである、いわゆる外国人学校を外すこととしたこと。

#### (2) 永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者

法第3条第1項に規定する文部科学省令で定める者は、次の①～③のいずれかに該当する者としたこと。（改正後の第1条の2関係）

- ①出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって在留する者であつて、次のいずれにも該当する者
  - (i) 本邦において、小学校等及び中学校等を卒業又は修了した者
  - (ii) 高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの
- ②入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ③入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、永住する意思があると認められるもの

(3) 在学期間の計算の特例

就学支援金の支給に係る在学期間に通算しない期間として、令和8年4月1日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間を追加する等の規定を整備したこと。（改正後の第2条関係）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ③ 入管法別表第2の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 上記（2）①～③に掲げる者

(4) 受給資格の認定及び通知等

受給資格者は、申請書に、自らの個人番号カードの写し等を添付して、在学する高等学校等の設置者を通じて、支給権者に提出することによって、受給資格の認定を行うこととしたこと。（改正後の第3条第1項関係）

支給権者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに支給権者に届け出なければならないこととしたこと。（改正後の第3条第4項関係）

- ① 国籍の変更があったとき
- ② 特別永住者となったとき又は特別永住者でなくなったとき
- ③ 在留資格の変更があったとき
- ④ 在留期間の更新があったとき

支給権者は、当該届出があった場合その他の場合において、受給権者が国籍・在留資格等に係る受給資格の要件を満たさなくなったと認めたときは、その旨及び就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該支給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならないこととしたこと。（改正後の第3条第5項関係）

(5) 単位制授業料に係る支給限度額

改正後の施行令第2条第4号の文部科学省令で定める単位制授業料に係る就学支援金の1単位当たりの支給限度額は、次のとおりとしたこと。(改正後の第7条第4項関係)

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	4,668円	4,812円	18,528円
高等学校定時制	4,668円	1,740円	18,528円
高等学校通信制	4,668円	336円	13,668円
中等教育学校後期課程全日制	4,668円	4,812円	18,528円
中等教育学校後期課程定時制	4,668円	1,740円	18,528円
中等教育学校後期課程通信制	4,668円	336円	13,668円
専修学校(通信制を除く)	6,756円	18,528円	18,528円
専修学校通信制	6,756円	13,668円	13,668円

(6) 就学支援金の額の通知

支給権者は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならないこととしたこと。(改正後の第8条関係)

(7) 様式

受給資格認定申請書及び支給再開申出書について、保護者等の収入の状況に関する要件の廃止及び国籍・在留資格等に関する要件の導入に伴い、所要の規定の整備をしたこと。(改正後の様式第1号及び様式第3号関係)

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正(第2条関係)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第3号。以下「平成25年改正省令」という。)の施行の際現に平成25年改正省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定(以下「旧ハ規定」という。)による指定を受けている各種学校については、旧ハ規定の削除後も、当分の間、なおその効力を有する旨を規定していた経過措置規定を削ることとしたこと。(附則第2項関係)

3 施行期日

改正省令は、令和8年4月1日から施行することとしたこと。(附則第1項関係)

4 経過措置

改正省令の施行の日前から引き続きいわゆる外国人学校(旧ハ規定による指定を受けている各種学校を含む。)に在学する者については、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置したこと。(附則第2項関係)

改正省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者(令和8年3月31日において受給権者であった者に限る。)に係る受給資格認定申請書の様式は、改正後の様式第1号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができることとしたこと。(附則第3項関係)

#### IV 指定告示(\*)の廃止

指定告示については、改正省令の施行に伴い、令和8年3月31日限り廃止することとしたこと。

(\*) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

## 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

### (1) 法律の趣旨（法第1条）

我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ること。

### (2) 対象となる学校（法第2条、規則第1条）

国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であつて国家資格者養成施設等（\*）の指定を受けているもの。

\*対象となる国家資格者養成施設等

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所
- ・調理師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設

### (3) 受給資格（法第3条）

高等学校等（上記（2）の対象となる学校）に在学する生徒または学生（以下「生徒」という。）であつて、日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～⑦の者が対象となる。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であつて、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

○ この度の改正は、人口減少社会にあつて、高校教育には将来の我が国社会を担う人材を育成することがより一層期待される中で、高校教育に係る費用の中核である授業料を社会全体で負担し、国公私立の別に関わらず生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を実現することを目的とするものである。

○ このような観点から、この度の改正は、将来の我が国社会を支える者になり得ると考えられる者を法律上の支援の対象とすることとした。

具体的には、就学支援金の支給対象者としては、日本国籍を有する者に加え、それ以外の者のうち在留期間が無期限である特別永住者や永住者等の日本国籍を有する者と同視し得る者とするとし、具体的な対象範囲は、在留資格等に着目して、文部科学省令で規定し、一時的な在留が認められた留学生については、支援の対象外とした。

○ なお、改正法の施行日前から引き続き高等学校等に在学している者（いわゆる在校生）については、今般の改正によって支給対象者から外れる場合においても、従前の例によって就学支援金の支給を受けることができる経過措置を講じるほか、施行日以降に入学する者（いわゆる新入生）についても、別途予算措置（高校生等・新修学支援）を講じる。

ただし、次の者については支給の対象とならない。

- a) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者
  - b) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月の4分の3に相当する月数として計算。以下同じ。）を超える者
- ※ これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

#### (4) 支給期間（法第3条第2項第2号、同条第3項、令第1条第2項）

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

#### (5) 受給資格の認定（法第4条、規則第3条第1項）【第Ⅲ部Q&Aも参照】

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、当該生徒が在学する高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、都道府県に就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

令和8年度においては、e-Shienにおいて、個人番号を入力できるようにしたり、個人番号を利用して情報連携したりするための改修に時間を要することなどから、以下のとおり対応するものとする。

##### (1-1) 国籍が「日本国」の場合の申請手続き

##### (1-1-1) 令和8年4月の新入生など以下のa～cに該当する生徒の手続き

- a) 令和8年4月に、新たに入学した新入生
- b) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定を受けていない在校生
- c) これまで就学支援金の手続きをしたことのない生徒

##### ① オンライン申請の場合

オンライン申請のフォームに必要事項を入力させる。

- ※ 生徒が日本国籍の場合は、国籍・在留資格等の自己情報の提供を要しないものとする。ただし、都道府県は、後日、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した3情報（氏名、住所、生年月日）照会による事実確認検査を実施する。

##### ② 書類による申請の場合

受給資格認定申請書に必要事項を記入して、学校に提出させる。

- ※ 生徒が日本国籍の場合は、自己情報の提供を要しないものとする。都道府県の判断によって、住民票の写し（原本）などを提出させることは可能。

##### (1-1-2) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定者であって、引き続き、同一の高校等に在籍する在校生

##### ① オンライン申請の場合

(1-1-1)①オンライン申請の手続きに準じて必要事項を入力させる。

##### ② 書類による申請の場合

書類により申請する場合には、初等中等教育局長が定める様式により、(1-1-1)②に準じて、申請を行う。

(1-2) 国籍が「日本国以外」の場合の申請手続き

(1-2-1) 令和8年4月の新入生など以下のa～cに該当する生徒の手続き

- a) 令和8年4月に、新たに入学した新入生
- b) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定を受けていない在校生
- c) これまで就学支援金の手続きをしたことのない生徒

○書類による申請

- ア) 受給資格認定申請書に必要事項を記入させる。
- イ) 国籍・在留資格等を確認するため、在留資格等に応じて、(a)住民票の写し(原本)、(b)特別永住者証明書の写し(コピー)、(c)在留カードの写し(コピー)のいずれかを申請書に添付して、学校に提出させる。  
なお、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、上記(a)～(c)のいずれかに加えて、小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させる。

(1-2-2) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定者であって、引き続き、同一の高校等に在籍する在校生

○書類による申請の場合

- ア) 初等中等教育局長が定める様式により、(1-2-1)に準じて、申請書に必要事項を記入させる。
- イ) (1-2-1)イ)に準じて、必要書類を申請書に添付して、学校に提出させる。

(6) 就学支援金の額(法第5条、令第3条)

- ① 就学支援金は、(5)の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額)とする。
- ② ①の支給限度額は、次表のとおり。

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

(令和8年4月以降)

### 支給期間・支給限度額一覧

		国立	公立		私立	
		※1	定額授業料の場合	単位制授業料の場合 ※3	定額授業料の場合	単位制授業料の場合 ※3
高等学校 全日制	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位	38,100 円/月	18,528 円/単位
高等学校 定時制	支給期間	(48 月)	48 月	48 月	48 月	48 月
	支給限度額	(9,600 円/月) ※2	2,700 円/月	1,740 円/単位	38,100 円/月	18,528 円/単位
高等学校 通信制	支給期間	(48 月)	48 月	48 月	48 月	48 月
	支給限度額	(9,600 円/月) ※2	520 円/月	336 円/単位	28,100 円/月	13,668 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,600 円/月	9,900 円/月	4,812 円/単位	38,100 円/月	18,528 円/単位
特別支援学校 高等部	支給期間	36 月	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	400 円/月	400 円/月	—	38,100 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給期間	36 月	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	19,550 円/月	19,550 円/月	—	38,100 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給期間	(36 月)	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	(13,900 円/月) ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位	38,100 円/月	18,528 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給期間	(48 月)	(48 月)	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	(13,900 円/月) ※2	(38,100 円/月) ※2	(18,528 円/単位) ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給期間	(48 月)	(48 月)	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	(13,900 円/月) ※2	(28,100 円/月) ※2	(13,668 円/単位) ※2	28,100 円/月	13,668 円/単位 ※2
各種学校	支給期間	(36 月)	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	(9,600 円/月) ※2	38,100 円/月	—	38,100 円/月	—
特定教育施設	支給期間	36 月	(36 月)	—	(36 月)	—
	支給限度額	9,900 円/月	(38,100 円/月) ※2	—	(38,100 円/月) ※2	—

※1 国立学校は定額授業料のみ

※2 括弧書きは実際には存在しないもの

※3 通算74単位、年間30単位まで

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

#### (7) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例（規則第7条）

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第Ⅱ部参照。

#### (8) 就学支援金の支給（法第6条）

- ① 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては都道府県教育委員会。以下同じ。（「都道府県」とも表記する。））は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。
- ② 就学支援金の支給は、受給権者が（5）の受給資格認定申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月（月の初日に在学していないときはその翌月）から始まり、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）の属する月に終了する。
- ③ やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

#### (9) 代理受領（法第7条）

就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。これは、主として就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになる。就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われぬ。

#### (10) 休学時の支給停止（法第8条）【第Ⅲ部5も参照】

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は（4）の支給期間に算入されない。

なお、在学期間の特例については、Q5-1～Q5-5を参照のこと。

#### (11) 不正利得の徴収（法第11条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

#### (12) 報告等（法第18条）

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

#### (13) 罰則（法第21条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

#### (14) 就学支援金交付金の支払請求、支払（法第 15 条）

国は就学支援金の支給に要する費用の4分の3に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

今回の法改正に伴い、費用負担の見直しについては、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保している。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。なお、就学支援金の支給事務は法定受託事務であり、都道府県における事務処理が義務付けられているものであるところ、遺漏ないよう実施されたい。

なお、就学支援金は授業料債権に充てることとされているものであり、制度の趣旨及び目的に鑑みれば、就学支援金の額が早期に決定され、学校において可能な限り早期に授業料債権との相殺がなされることが望ましいことから、国においても、高等学校等就学支援金交付金の支払時期や金額の前倒しを予定している。

#### (15) 経過措置の対象となる外国人学校（改正省令附則第2項）【第IV部関係法令も参照】

令和8年3月31日時点において指定告示の別表第1及び第2に掲げる各種学校及び平成25年2月20日文科科学省告示第17号による改正前の指定告示別表第3に掲げる各種学校に限られること。

#### (16) その他の留意事項

（高等学校等における授業料等）

各学校における授業料、入学料、その他費用（以下「授業料等」という。）の額の設定については、設置者の権限と責任において行われるべきものであるが、今回の制度改正に伴って合理性のない値上げを行うことは望ましくないこと。

例えば、値上げの理由が明確でないなど、生徒等がその経済的な状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図るという制度改正の趣旨に反するような合理性のない値上げは望ましくないこと。

授業料等を値上げする場合には、その合理性等について、保護者や生徒等に対して説明責任を尽くすよう努めること。特に、大幅な値上げを行った学校においては、より明確な説明を行うこと。

私立高等学校等において授業料等の額を設定する際は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第27条及び別表第2において、授業料と施設整備資金はそれぞれ別に事業活動収支計算書に計上する旨規定されていること等を踏まえ、適切に対処すること。また、授業料だけでなく、入学金や施設整備資金など、入学後に保護者が負担することとなる費用について、各学校等において一覧化して公表する等、保護者に対して適切な情報提供が行われるように努めること。

なお、文部科学省においては、今後、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、

- ・授業料等納付金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備することや、
- ・私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額すること

とされていることを踏まえた対応を検討していること。

## 第二章 就学支援金・新制度対象者に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。

	生徒	学校設置者		都道府県	国	
		法令による義務的事務	都道府県からの事務委託等			
交付金の算定			在籍予定生徒数の報告	在籍予定生徒数の集計 ↓ 交付申請(年間)・ 変更申請(適宜)  交付金受取(年4回)	交付決定(年間) ・支払集計(年4回) ↓ 払込(年4回)	
	受給(法§5)	代理受領(法§7) (授業料債権の一部に充当)		支給(法§61)		
就学支援金の支給	① 受給資格認定	受給資格認定申請(国籍・在留資格等を含む)の提出(法§4)  受給資格認定(不認定)通知の受取	受給資格認定申請(国籍・在留資格等)の経由(法§4)  受給資格認定(不認定)の生徒への通知	ログインID通知書(在学中原則1回)の作成・配付  受給資格認定申請(国籍・在留資格等を含む)をとりまとめの上提出  受給資格認定(不認定)通知(生徒一覧)の受取・個人単位で整理・個別に配付	受給資格の認定  受給資格認定(不認定)通知の発出	
	② 支給決定	就学支援金の支給(交付)申請(受給資格認定申請時に学校設置者に委任)  就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の受取	就学支援金の支給(交付)申請(受給資格認定申請時に生徒より受任)  就学支援金の支給額決定(交付決定)の生徒への通知	就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の受取・個人単位で整理・個別に配付	就学支援金の支給(交付)決定  就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の発出	
	③ 受給資格消滅	(受給資格消滅時)  資格認定消滅通知の受取	資格認定消滅者一覧の作成・提出 (注)「修業年限が3年未満の課程卒業者」「転退学者」のほか、「通算在学期間が36月未満で卒業する者」を対象。(36月の在学期間終了と同時に卒業する場合は一覧作成を要しない)  資格認定消滅の生徒への通知	資格認定消滅通知の受取・個人単位で整理・個別に配付	資格認定消滅者の確定  資格認定消滅通知の発出 (注)「修業年限が3年未満の課程卒業者」「転退学者」に対しては、支給実績証明機能を有した消滅通知を発行。	
	④ 支給停止・再開	(資格認定消滅通知紛失時)支給実績証明書の申請・受取(休学等による支給停止時) ↓ 支給停止・再開申出の提出(法§81) ※再開時に、国籍・在留資格等の情報に変更がある場合には、当該資料を提出  支給停止・再開通知の受取	支給停止・再開申出の経由(法§81)  支給停止・再開の生徒への通知		支給実績証明書の発行・配付  支給停止・再開決定(法§81)  支給停止・再開通知の発出	
					関係書類の保管(電子媒体化を含む。)	

### 第三章 就学支援金に関する事務

就学支援金の支給に関し、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者（都道府県立高等学校等の場合は学校（以下、別に記載がない限り、本章において同様とする。））や外部団体等に委託するなどして実施することが可能である。都道府県が委託等を行う事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

なお、学校設置者に対して委託を行う場合には、規則第13条が「当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものに委託することができる」と規定していることも踏まえ、就学支援金事務が委託先において適正かつ確実に実施されるよう指導監督する必要がある。また、委託にあたって法令上、文書によらなければならないとはされていないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

規則で定める様式については、都道府県、学校等が現場の状況に応じて規則の趣旨・目的を逸脱しない範囲で多少の変更を加えても、直ちに違法無効とはならない。具体的には、申請及び届出手続の際に把握しなければならない事項を削除することはできないが、対象生徒や学校の状況に鑑みて不要となる記入欄を削除することや、必要となる記入事項を追加することなどは可能である。また、学校名や所在地等を予め記入して配付することも可能である。

#### 1 就学支援金交付金の申請に関する事務

##### (1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給されるため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

##### (2) 就学支援金交付金の交付申請

学校設置者は、都道府県が定める方法により、交付申請（様式35）を行い、在学する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとして代理受領する。都道府県は、学校設置者から就学支援金の支給について交付申請（様式35）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式36）する。

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式26）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式27）する。

##### (3) 就学支援金交付金の変更交付申請

学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式37）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式38）する（都道府県立高等学校等の場合は手続不要）。

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式28）を提出する。文部科学大臣は、就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式29）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

#### (4) 就学支援金交付金の支払

国は、(2)の交付決定額及び(3)の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期(以下「各四半期」という。)に分けて、都道府県に対して各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

## 2 制度の周知

都道府県及び学校は、様々な機会を捉え、第一章1の本制度の経緯・趣旨・目的及び期待される効果、とりわけ令和8年法律改正の背景等を、生徒・保護者に周知するよう努めること。また、不知や勘違い等により受給できないことがないように周知を図るとともに、経済的支援を必要とする者に適切に情報提供ができるよう、生徒・保護者等と直接関わる教職員に対しても十分に周知を行うこと。特に生徒と接する機会が少ない通信制課程等の課程においては、不知又は勘違いにより受給できないことがないように周知を図ること。

なお、申請期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日(やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由となった事象が解消した後15日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日)の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。

さらに、第一章2(3)に記載した受給資格や同(13)の罰則規定についても、不正受給防止の観点から、各学校(通信制高校の通信教育連携協力施設等も含む)において就学支援金事務に携わる教職員及び生徒・保護者に対して周知を徹底すること。

また、就学支援金に関して、学校法人自らの経営上の取組等によって特に有利な取扱いを行うものであるかのような認識を入学志願者に与えることがないように留意すること。

その際、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。

#### ○「高校生等・新修学支援」事業について

法律上の支援の対象外となる外国籍生徒及び外国人学校の生徒についても、予算事業である「高校生等・新修学支援」により、従前と同等の支援が受けられるように措置していること。各都道府県においては、「高校生等・新修学支援」について、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

#### ○高校生等奨学給付金等について

就学支援金制度とあわせて、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であることから、高校生等の授業料以外の教育費を支援する「奨学のための給付金」(以下「奨学給付金」という。)について、中所得層への範囲の拡充を図るとともに、従来の国庫補助率3分の1を2分の1に引き上げたこと。各都道府県においては、奨学給付金についても、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。とりわけ、今般の授業料支援の拡充が生徒の進路選択の拡大を目指しているものであることから、奨学給付金や各都道府県等が実施する貸与型の奨学金事業など、授業料以外の教育費用に対する支援策の周知の充実が重要である。

そのため、これらの制度の不知により支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。

なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

そのほか、「高校生等奨学給付金」制度について、就学支援金と混同し、一方しか申請をしない場合等が想定されるため、就学支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。併せて、福祉部局等の施策も含め各都道府県・市町村において実施されている修学支援に関連する施策についても、学校等を通じて生徒・保護者に対して積極的な情報提供に努めること。

また、令和8年度の奨学給付金の申請・認定手続きにおいては、就学支援金の認定結果通知を用いる方法を採用しているため、ご承知おき願いたい。

併せて、各都道府県においても、独自の授業料減免制度や奨学給付金などの手続きに必要な書類と重複する場合、提出書類の省略や提出時期を工夫する等、手続きにおける学校現場や生徒・保護者等の負担軽減に配慮すること。

#### ○各学校における留意点

学校内（通信制高校の通信教育連携協力施設等も含む）の関係者が就学支援金事務を適正に行うことができるよう、事務マニュアルの整備など、適切な事務処理のための体制を整備するよう指導すること。

また、生徒募集に際して、進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱い、授業料徴収の有無、徴収時期や納付額、納付が困難な場合などの徴収猶予などについても正確な情報を入手・認識できるように、口頭での説明に限らず生徒募集要項や学校ホームページ等で適切な案内を行うよう学校設置者に促すこと。その際、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱いがなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう促すこと。

その際、就学支援金制度は、支給対象者である高校生等がその経済的な状況にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的としており、各都道府県や学校法人等においては、国の支援の拡充によって生じた財源等を活用し、現在実施されている高等学校等の生徒等への経済的負担の軽減に係る事業について、特定の生徒等へのみ手厚く支援を行うのではなく、真に必要なものに対して拡充を行うなど、支援の充実に引き続き努めることが期待されること。

#### ○市町村教育委員会と連携した周知

予算事業による支援も含めて、中学校段階からの周知が重要であるため、各都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携して、別途送付する予定のリーフレットやホームページを活用したり、中学校の進路指導担当に情報提供したりするなどして、制度の周知に努めること。

とりわけ中学校段階で就学援助を受けている世帯に対しては、例えば、スクールソーシャルワーカーから就学支援金を含めた高校生等の修学支援の仕組みをプッシュ型で紹介するなどの方法により、周知の充実に努めること。

### 3 就学支援金の支給【第I部第二章、同第三章3～9も参照】

#### (1) 受給資格認定（法第4条）

令和8年度においては、e-Shienにおいて、個人番号を入力できるようにしたり、個人番号を利用して情報連携したりするための改修に時間を要することなどから、都道府県は、以下のとおり事務を行うものとする。

##### (1-1) 国籍が「日本国」の場合の審査手順

##### (1-1-1-①) <オンライン申請の場合>

- ① オンライン申請により提出された情報(CSV)をe-Shienからダウンロードする。
- ② ①のデータを基に、都道府県は、文部科学省が別に配布する判定・認定ツールを用いて、判定を行う。
- ③ 生徒の国籍が「日本国」となっている場合は、受給資格の認定手続きを進める。
- ④ 生徒の国籍が「日本国以外」の場合は、受給資格認定申請手続き(1-2)国籍が「日本国以外」の場合の申請手続きを案内し、手続きをさせる。

- ⑤ ③の認定結果について、後日、住基3情報で検査を実施し、認定内容に誤りがあれば、該当生徒に確認を行い、必要な手続きを行う。

#### (1-1-1-②) <書類申請の場合>

- ① 書類申請により提出された情報を基に、都道府県は、文部科学省が別に配布する判定・認定ツールを入力し、判定を行う。
- ② 生徒の国籍が「日本国」となっている場合は、受給資格の認定手続きを進める。
- ③ 生徒の国籍が「日本国以外」の場合は、受給資格認定申請手続き(1-2)国籍が「日本国以外」の場合の申請手続きを案内し、手続きをさせる。
- ④ ②の認定結果について、後日、住基3情報で検査を実施し、認定内容に誤りがあれば、該当生徒に確認を行い、必要な手続きを行う。

#### (1-2) 国籍が「日本国以外」の場合の審査手順

##### (1-2-1) 令和8年4月の新入生など以下のa~cに該当する生徒の手続き

- a) 令和8年4月に、新たに入学した新入生
- b) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定を受けていない在校生
- c) これまで就学支援金の手続きをしたことのない生徒

- ① 書類申請により提出された情報を、都道府県は、文部科学省が別に配布する判定・認定ツールを入力し、判定を行う。
- ② 生徒の国籍が「日本国」となっている場合は、受給資格の認定手続きを進める。
- ③ 生徒の国籍が「日本国以外」の場合は、在留資格等が就学支援金の支給要件を満たしているか確認をする。
- ④ ③の結果を基に、就学支援金の新制度対象と判定された場合には、受給資格の認定手続きを進める。対象外と判定された場合には、不認定の手続きを進めるとともに、「高校生等・新修学支援」への手続きを案内する。(ただし、在留資格「留学」の者は除く。)

##### (1-2-2) 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定者であって、引き続き、同一の高校等に在籍する在校生

(1-2-1)の①から③の手続きに準じて審査を行う。

- ④③の結果を基に、就学支援金の新制度対象と判定された場合には、受給資格の認定手続きを進める。新制度対象外と判定された場合には、就学支援金・旧制度(経過措置)の認定の手続きを進める。

##### (1-3) 【新制度対象外・外国人学校生徒の扱い】 令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定者であって、引き続き、同一の外国人学校に在籍する在校生

外国人学校については、改正省令附則第2項の規定により、令和8年3月末時点で就学支援金の受給資格認定者であって、引き続き、同一の外国人学校に在籍する在校生については、経過措置として、令和8年3月以前の支給決定の内容が維持されることとなる。そのため、在校生からの申請は必要がなく、職権により、当該経過措置を適用し、(1-4-3)に記載する方法で、当該在校生に通知を行う。

#### (1-4) 結果通知の手続き

##### (1-4-1) (1-1)から(1-2-1)に該当する生徒等に対する通知

**都道府県**は、審査結果を踏まえた認定又は不認定の結果について、生徒に直接通知

(認定通知は様式3、不認定通知は様式4-1)するか、学校設置者を通じて通知(様式6(認定)又は7-1(不認定))する。また、併せて、支給決定(予定)額(4~翌3月分)を生徒に直接通知(様式42)するか、学校設置者を通じて通知する(様式43)。

#### (1-4-2) (1-2-2)に該当する生徒等に対する通知

**都道府県**は、令和8年3月末時点で、受給資格を有する在校生については、受給資格確認をした後、新制度の対象となる場合は認定通知（様式3）を行い、新制度の対象外となり、経過措置として従来の支給決定の内容を維持する場合は、受給資格確認結果通知（様式4-2）を行うか、学校設置者を通じて通知（様式7-2）する。なお、経過措置により従来の支給決定の内容を維持する場合は、あらためて支給決定（予定）通知（様式42）を発出する必要はない。

#### (1-4-3) (1-3)に該当する生徒等に対する通知

**都道府県**は、令和8年3月末時点で、受給資格を有する外国人学校の在校生については、学校設置者を通じて、在籍確認をした後、経過措置として従来の支給決定の内容を維持する受給資格確認結果通知（様式4-3）を行うか、学校設置者を通じて通知（様式7-3）する。この場合、あらためて支給決定（予定）通知（様式42）を発出する必要はない。

#### (1-4-4) 学校設置者が行う場合の通知

**学校設置者**は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知（様式3）又は不認定の通知（様式4-1）を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧（様式5）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する認定の通知（様式6）、不認定の通知（様式7-1）又は受給資格確認結果通知（様式7-2、外国人学校の場合は様式7-3）を作成し、生徒に配付する。なお、この場合であっても受給資格の認定及び不認定を決定するのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

#### (1-5) その他の留意点

適法な申請に基づき都道府県が受給資格の認定または不認定の処分を行った後に、処分成立上の瑕疵が判明した場合は、法の目的・趣旨に鑑み、当該処分を取り消し、処分成立時に遡り、改めて処分を行うこと。

なお、本人確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、本人確認事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

就学支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。

- ① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（申請書の「記入上の注意」参照。）
  - ア 仮に、本人確認が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
  - イ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処されること。
- ② 生徒による申請内容を信用し、省令様式に定める書類のほか、個別の確認、申

立書、証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が申請内容と異なることが明らかである場合や疑義がある場合（例：学校が他の手続において生徒の国籍または在留資格を把握しており、申請内容と異なることが明らかである場合など）は、学校・都道府県から生徒側に確認を行い、適正な情報に修正させること。

このほか、受給資格の認定及び、額の算定、支給にかかる留意点は、第Ⅲ部にまとめているので、十分留意すること。

申請等の際に生徒に対して行う意向確認は、オンライン申請システムを利用していることとしているが、書類による申請方法を用いる場合に、「高等学校等就学支援金辞退届」、「高等学校等就学支援金不受給申出書」等を、別途書面により申請しない者のみから提出させることは、生徒に対して過剰な負担を求めることとなるため差し控えること。意向確認は簡便なチェック式により行うことが望ましい。

また、意向確認の書類に、就学支援金の申請を行わなかった場合に「授業料を納付することを承諾します。」と記載された書面に署名させることは、心理的負担を課すとの意見もあることから、そのような記載は差し控えるよう配慮されたい。

オンライン申請システムによる意向確認においては、

- ・就学支援金の申請を行わない場合には、授業料を納付する必要があること、
- ・就学支援金は返済不要であり、かつ、申請を行わなければ受給できないこと、

について、注意事項として示し、就学支援金は返還が必要なものと誤って認識して「申請しない」とする者の発生を防ぐこととしている。書面を用いて意向確認を行う場合であっても、これらのことに留意することが望ましい。

なお、この意向確認においても、疑義がある場合（例：学校が他の手続において把握している情報から、就学支援金の受給が可能であると考えられるのに、受給の意向がないものとして提出された場合など）には、必要に応じて生徒側に確認を行うなど、誤った手続きの防止に努めること。

## (2) 就学支援金の支給決定（法第5条、規則第8条）

**都道府県**は、毎月1日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。また、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、生徒に通知しなければならない。

なお、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、都道府県の判断により学校設置者に対し、就学支援金を代理受領させることは可能である。

**学校設置者**は、都道府県から生徒への支給決定（予定）通知（様式42）を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から支給決定（予定）者一覧（様式43）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給決定（予定）通知書（様式44）を作成し、生徒に配付する。なお、通知書に「高校生等奨学給付金」についても記載することなどにより、制度の周知をしていただきたい。

また、都道府県から生徒への変更支給決定（予定）通知書（様式45）を都道府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更支給決定（予定）者一覧（様式46）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式47）を作成し、生徒に配付する。

ただし、通知作成の委託等がなされている場合であっても、支給決定、変更支給決定を行うのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

通知書の様式は任意様式であり柔軟に変更しても差し支えないものであるため、都道府県、学校等において、他の支給事業の結果や徴収金に係る連絡事項を追加することが可能である（例えば、授業料等の納付通知に就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能）。

#### (毎年度の支給決定通知の時期)

次年度以降の毎年の支給決定通知について、都道府県は、以下のとおり、確認したのち、支給決定を行う。

##### ① 生徒の国籍が「日本国」、又は「日本国以外」であって「在留期間の期限がない」、あるいは「年度内に期限が到来しない」生徒

学校設置者または都道府県（オンラインの場合）から生徒に対して、都道府県が定める日（原則として4月15日）までに事情変更がある場合には、規則第3条第4項の規定に基づく変更届け出を提出するよう依頼する。

その後、確認結果を踏まえて、都道府県において支給決定通知を発出する。例えば、令和9年度の場合は、支給決定通知の期間は「令和9年4月から令和10年3月」とする。

##### ② 生徒の国籍が「日本国以外」であって「在留期間が年度内に到来する生徒」

例えば、新生生の支援金対象者であるが、在留期間が、支給決定年度末までに切れる場合の例を用いて説明する。（例えば、定着する意思のある者である家族滞在の生徒であって、在留期間が令和8年9月までとした場合）

e-Shien システムにおいて、期間の定めのある支給決定ができないことから、支給決定手続きは、文部科学省が別に配布する判定・認定ツールを用いて行う。

##### (a) 認定時

都道府県は、新制度支援金対象者として受給資格認定を行い、認定通知を作成し、支給決定通知は、「令和8年4月から令和8年9月」までとして作成し、それぞれ通知を発出する。

##### (b) 認定後、随時

(ア) 支給決定の期間が切れる3月前である7月に、都道府県または学校設置者は、支給決定期間が9月に切れる旨のリマインドの通知（様式15-2）を行う。内容としては、在留期間の更新したことが分かる資料の提出を求める。

(イ) ア以降、期間更新がなされるまで、毎月、リマインド通知を行う。

(ウ) 施行規則第3条第4項の規定に基づき、生徒から、「国籍・在留資格等変更届」（様式15-1）にて、在留期間の更新の届け出があった場合には、都道府県は、期間更新を確認したのち、令和9年3月または更新後の在留期間のいずれか早い期限までを限度として、支給決定変更通知を発出する。

#### (3) 国籍・在留資格等変更届（規則第3条第4項）

今般新たに受給資格として法第3条第1項において国籍・在留資格要件を規定することにより、受給権者に関し、国籍若しくは在留資格の変更又は在留期間の更新があった際は、受給権者が引き続き受給資格を有するかどうか、支給権者において確認を行うため、受給権者は当該変更又は更新のあった事項を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに支給権者に届け出なければならない旨を規定している。

##### ① 確認方法等

都道府県（又は学校設置者）は、受給資格認定通知において、国籍・在留資格・在留期間等に変更がある場合には、「国籍・在留資格等変更届」（様式15-1）を行うよう周知する。

届出は、「国籍・在留資格等変更届」に、「住民票の写し（原本。国籍が「日本国以外」の場合は、国籍・在留資格・在留期間の情報が記載されたもの）」「在留カードの写し（コピー）」「特別永住者証明書の写し（コピー）」、その他の在留資格及び在留期間を確認できる書類の写しのいずれかを併せて提出させる。

なお、令和9年度以降、都道府県（又は学校設置者）は、毎年、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、受給権者に自己情報の変更がある場合には、都道府県が定める日（原則として4月15日）までに、「国籍・在留資格等変更届」を提出するよう周知する。

#### ②確認後の手続き

上記①の確認後は、都道府県は、支給決定を行い、支給決定変更通知（様式42）を发出する。

#### ③休学期間中の取り扱い

受給資格認定を受けている場合には、国籍若しくは在留資格の変更又は在留期間の更新があった際は、受給権者が引き続き受給資格を有するかどうか、支給権者において確認を行うため、受給権者は当該変更又は更新のあった事項を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに支給権者に届け出なければならない。

#### (4) プライバシーに配慮した提出方法

都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮し、特に、申請書等を紙の書類で提出する場合の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・提出は封をした封筒で行う。
- ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・提出を学校への郵送（書留）で受け付ける。

（ただし、学校設置者を經由せずに申請書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない。）

また、自己情報や個人番号など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起らないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと（第Ⅲ部 Q6-7 も参照）。

なお、申請にあたっては、従来、収入要件判定を行う必要性から、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒・保護者等のプライバシーへの配慮を依頼してきたところであるが、今般の改正法による新制度においては、国籍・在留資格等による判定を行う必要性から、引き続き、個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、プライバシーに特段の配慮を行うこと。具体的には、オンライン申請の活用に加えて、上述したように、書類の提出が必要な申請手続きの場合には、封をした封筒で、受付を他の生徒の目に触れにくい事務室などで行うなどの方法を検討・活用していただきたいこと。

また、令和8年度より実施する「高校生等・新修学支援」事業を含め、高等学校等修学支援事業費補助金については、書類提出による申請手続きが一般的であることから、上記と同様の方法により、生徒・保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うこと。

## 4 就学支援金の代理受領、授業料との相殺（法第7条）【第Ⅲ部 11 も参照】

### (1) 学校種共通の取扱い

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てる（法第7条）。これは、主として就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑みれば、原則として就学支援金が支給され授業料との相殺が行われた後に、残りの授業料を徴収することが想定されている。

とりわけ、今般の法改正においては、家庭の経済的な状況にかかわらず、設置者や課程等に応じた支給限度額が定められたことから、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

ただし、例外的に上記のような対応が困難となると考えられる①・②で示すような場合においては、それぞれ以下のように対応いただきたい。

①学校の財務状況によって、就学支援金が都道府県から支給される前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる場合

都道府県からの就学支援金の支給前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる学校がある場合、都道府県において、当該学校への就学支援金支給に関する事務の優先的な支給や、前年度の実績に応じた概算払いを実施し、当該学校に対する就学支援金の支給時期を早める等、学校において授業料と相殺した上での徴収が可能となるよう配慮をいただきたい。

②新入生の場合

新入生の場合、他の学年と異なり、前年度実績によって就学支援金相当額を推定することができない。このため、就学支援金の支給前に授業料を徴収する場合には、入学直後にオンライン申請をさせるといった事務の工夫等によって、就学支援金相当額の推定を行い、就学支援金を差し引いて徴収する等、可能な限り生徒・保護者の負担を軽減できるよう、学校設置者に配慮を促すこと。

仮に、このような取組が困難な場合であっても、授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対しては、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、生徒・保護者の負担を軽減する措置をとるよう学校設置者に配慮を促すこと。例えば、授業料徴収の案内に、就学支援金支給後の徴収を希望する場合には、学校に連絡するよう記載するなどの対応が考えられる。

なお、令和9年度からマイナポータルを通じて取得した自己情報の提出を可能とする予定であり、この場合、原則として都道府県における確認作業が不要となり、学校においても審査結果を確認できることにも留意して、オンライン申請の導入・推進の検討を進めていただきたい。

また、就学支援金の支給後に、徴収した授業料相当額を生徒に還付する必要がある場合には、可能な限り速やかに生徒に還付がなされるよう、学校設置者に配慮を促すこと。加えて、授業料を徴収する時点において、事前に還付先の口座を確認する等、確実に生徒・保護者へ還付がなされるように事務を工夫することも考えられる。

なお、「2 制度の周知」に示しているとおり、就学支援金の取扱い、授業料の徴収、猶予等について、生徒、保護者等が正確な情報を入手・認識できるように学校設置者に促すこと。

## (2) 都道府県立高等学校等の取扱い

生徒が都道府県立高等学校等に在学する場合、都道府県教育委員会は受給権者である生徒に支給すべき就学支援金を、当該都道府県の当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることとなる。

### 【都道府県における予算上の手続き】

学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない。

上記の手続きを行うために、都道府県の予算においては、国からの就学支援金交付金を歳

入とし、学校設置者への就学支援金を歳出とするための予算計上が必要である。

また、本人確認の結果に関わらず、都道府県立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入とするための予算計上も必要である。

都道府県の予算においては、就学支援金交付金に係る歳入と、授業料徴収に係る2つの歳入が必要となるが、これらは歳入の目的が異なるため、いわゆる予算の二重計上には該当しない。

- ① 都道府県立高等学校等の授業料については、本人確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、都道府県の歳入予算に計上する。
- ② 国から交付される高等学校等就学支援金（都道府県分及び市町村分）を都道府県で受領する際には、高等学校等就学支援金の調定を行い、歳入予算に計上する。
- ③ ②により受領した高等学校等就学支援金を財源として、都道府県の歳出予算（都道府県分及び市町村分）に計上する。
- ④ ①によって発生した授業料債権の弁済に、③の歳出予算（都道府県分）を充当する。
- ⑤ 本人確認の結果、支給基準を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～④の手続きによらず、都道府県において適切に会計手続きを行う。

### (3) 市町村立高等学校等の取扱い

高等学校設置者が市町村である場合、都道府県立高等学校等の場合とは異なり、市町村の予算上、就学支援金の受領に当たっては、歳入歳出外現金として取り扱うこととなる。これは、学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領するためである。

また、本人確認の結果に関わらず、市町村立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入とするための予算計上が必要である。

そのため、市町村においては受給権者である生徒に代わって都道府県から就学支援金をついたん受領するが、当該就学支援金を授業料債権の弁済に充てることで、市町村の歳入となる。

#### 【市町村における予算上の手続き】

- ① 市町村立高等学校等の授業料については、本人確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、市町村の歳入予算に計上する。
- ② 都道府県から支出される高等学校等就学支援金（市町村分）は、市町村においては歳入歳出外現金の取扱となり、予算計上は不要となる。
- ③ ②の高等学校等就学支援金（市町村分）を用いて、①によって発生した授業料債権の弁済に充当する。
- ④ 本人確認の結果、支給要件を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～③の手続きによらず、市町村において適切に会計手続きを行う。

## 5 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書（様式40）を都道府県に提出する。その際、都道府県においては例外的に授業料を徴収する学校設置者に対しては就学支援金の引渡し状況について報告を求めるなどして就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保すること。

都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告（様式31）する。

文部科学大臣は、4月10日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の額を確定し、都道府県に通知（様式32）する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知（様式41）する。

なお、都道府県立高等学校等の場合、学校が都道府県へ就学支援金の実績報告を行うこと、及び都道府県が学校へ就学支援金の確定額を通知することは不要。

額の確定後、やむを得ない理由により追加支給または返還が生じた場合は、改めて額の確定

を行う。都道府県は、文部科学省が定める期日までに、実績報告書（様式 31）及び顛末書（様式 33）を提出する。

なお、追加支給の場合は、実績報告書及び顛末書とあわせて、過年度支出承認申請書（様式 34）の別紙も提出する。額の確定後、都道府県は、過年度支出承認申請書（様式 34）を文部科学省に提出する。

## 6 実地検査及びそのフォローアップ

就学支援金事務の一層の適正な実施を図る観点から、各都道府県において、特に学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多種多様であること等の特性を有する広域通信制高校については、各学校が代理受領した就学支援金が適正に授業料と相殺されているか、就学支援金の支給に関する事務が適正かつ確実に実施されているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認するとともに、対外的に発信しているウェブサイト上の説明等についても、定期的に確認することが望ましい。

（参考）三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について（令和 7 年 10 月 29 日自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抄）

### 2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

#### （2）高校教育の質の確保・向上

私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

また、支給対象となる高等学校等に対して、適切な事務処理がなされるよう事務マニュアルの作成等の体制の整備を求めることが望ましい。

就学支援金が、家庭の経済的な状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを十分に認識した上で、上記の実地検査等を通じて、適正かつ確実に事務処理が行われるよう関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。

## 7 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

### (1) 就学支援金・新制度の対象となる国籍・在留資格等に該当しなくなったことによる受給資格の消滅（規則第 3 条第 5 項）

**都道府県**は当該届出があった場合や、国籍等の変更等を探知した場合において、国籍・在留資格要件を満たさなくなったことにより就学支援金の支給を受ける事由が消滅したと認めるときは、その旨を、当該届出を行った者又は受給権者であった者に対して、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない旨を規定している。

都道府県は、生徒の自己情報を確認した結果、受給権者である生徒が就学支援金・新制度の対象となる国籍・在留資格等に該当しなくなったことを確認した場合は、学校設置者に対してその結果を通知するとともに、受給資格消滅について、受給権者であった生徒に直接通知（様式 9）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 12）する。

この場合、学校設置者は、受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はない。都道府県から受給資格消滅通知（様式 11）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

### (2) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅（規則第 4 条）

**学校設置者**は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が 3 年未満の課程の卒業、通算在学期間が 36 月未満での卒業、退学、除籍及び転学等を対象とし、36 月在学した上で卒業もしくは修了した者、高等学校に在学した期間が通算して 36 月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し都道府県に提出する。

**都道府県**は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知（様式 9）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 13）する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間や履修単位数等を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請（様式 24）することができる。当該申請があった場合、都道府県は支給実績証明書（様式 25）を発行しなければならない。

## 8 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開（法第 8 条、令第 3 条、規則第 10 条）

### 【第Ⅲ部 12 も参照】

#### (1) 支給停止

受給権者である生徒が休学し、就学支援金の支給停止を希望する場合は、規則で定める様式第 2 号の支給停止申出書（様式 16）を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出を都道府県に提出する。

支給停止の申出をした場合は、申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から、支給再開の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、就学支援金の支給を停止する。支給が停止された月は、支給上限期間の算定には含まない。

支給停止申出を受領した**都道府県**は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知（様式 19）を発出する。なお、生徒が申出を失念し、不利益を被ることがないように学校設置者においても休学手続きの際に併せて就学支援金の支給停止手続きについて案内すること。

都道府県から支給停止通知を受領した**学校設置者**は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から学校設置者に生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。

ただし、その場合であっても、支給停止を決定し、通知を行うのは都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

#### (2) 支給再開

休学を終えて復学する際に就学支援金の支給再開を希望する生徒は、規則で定める様式第 3 号の支給再開申出書（様式 20）を提出する。その際、必要に応じて、国籍・在留資格等変更届（様式 15）を添付して提出することも可能とする。

**学校設置者**は生徒から提出された支給再開申出を都道府県に提出する。

**都道府県**は、支給の可否及び支給額を判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 23）（就学支援金・新制度の対象となる国籍・在留資格等に該当する要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 12）（就学支援金・新制度の対象となる国籍・在留資格等に該当する要件を満たさない場合）を発出する。

都道府県から支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した**学校設置者**は、当該通知を生

徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する通知を作成し、生徒に配付する。

ただし、その場合であっても、支給再開を決定し、通知を行うのは都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

### (3) 受給権者ではない生徒が休学する場合

受給権者ではない生徒が休学し、その後受給権者となった場合、当該休学期間は就学支援金の支給上限期間の算定に含まない。このため、受給権者ではない生徒が休学する場合、支給停止の手続きを行うこと。なお、当該手続きは、原則として、e-Shien において行うものであるが、令和8年度はe-Shien 上の処理を実施できないため、別途、情報を管理しておくこと。

## 9 転学に伴う就学支援金の取扱い【第Ⅲ部 13 も参照】

転学をした場合には、転学元の学校において受給資格を消滅させ、転学先の学校で改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、申請手続きに当たっては、これまでの高等学校等への在学状況を入力させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。（転籍により、同一学校内において課程を変更する場合（ex. 全日制→通信制単位制）にも、改めて申請が必要。）

なお、転学元の学校が定額の授業料である学校の場合で、転学先の学校が単位制の学校である場合には、転学元の学校において、受給資格消滅通知書に履修単位数を記入する、又は履修単位数の分かる証明書を添付すること。（令和7年地方分権提案を踏まえた対応）（Q7-3、Q-13-5 も併せて参照されたい。）

生徒の転学時における就学支援金の支給事務における原則は以下のとおり。

- ① 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48 月から【高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）】を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ② 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36 月から【高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）】を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ③ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48 月から【高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）】を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修期間を満了した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。
- ④ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく 36 月から【高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）】を除いた月数について就学支援金が支給される。

## 10 不服申立て

就学支援金の支給に関する処分について不服がある者は、文部科学大臣に対して行政不服審査法上の審査請求を行うことができる。ただし、審査請求を行う前提として、処分に至った事実関係について、当該処分を行った都道府県に確認の上審査請求を行うよう、生徒に周知すること。生徒が事実関係確認の照会を行えるよう、受給資格不認定通知・受給資格消滅通知の教示の欄等に各都道府県の連絡先を明記すること。なお、就学支援金の支給に関する処分ではなく、制度の在り方そのもの（国籍・在留資格などの要件が設けられていることなど）に関する事項は、審査請求の対象とはならない。

## 11 学校種ごとの留意点

### (1) 株式会社立高等学校

就学支援金の支給対象となるのは「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」（法第3条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支

援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能である。

## (2) 広域通信制高等学校

特に広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも、本校の行う通信教育について連携協力を行う通信教育連携協力施設（面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う面接指導等実施施設、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談や学習活動等の支援について連携協力を行う学習等支援施設等）が設置されている場合があるが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する通信教育連携協力施設等に通う生徒の分も含めて、全て設置認可を行った都道府県からいわゆる本校を通じて行う。

また、通信教育連携協力施設が入学予定者や生徒に対し就学支援金の説明を行ったり、就学支援金事務に関与したりする場合もあることから、就学支援金事務に関する周知や事務の委託にあたってはそうした実態に留意するとともに、そのような場合であっても適正かつ確実に事務が実施されるよう指導すること。

なお、通信制・定時制高等学校の生徒の場合、当該高等学校と連携措置をとる技能教育施設である高等専修学校等にも併せて在学していることも考えられるが、生徒が同時に2つ以上の高校・課程に通う場合の留意点については、第Ⅲ部 Q1-1 を参照のこと。

## (3) 市町村立高等学校等

市町村立高等学校等については、就学支援金の支給者は都道府県教育委員会、就学支援金の代理受領者は市町村となる。

## (4) 公立大学法人立高等専門学校

公立大学法人立高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県知事、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。

## (5) 公立大学法人が設置する大学附属の高等学校

公立大学法人立が設置する大学附属の高等学校については、就学支援金の支給者は都道府県知事、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。

## 12 高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

## 13 都道府県から市町村への権限移譲

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限については、事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項）により、学校設置者である市町村に委譲することができる。なお、この場合、処分取消訴訟の被告は市町村、当該訴訟において市町村を代表する者は市町村教育委員会となる。

## 第 II 部

### 1 単位当たりの授業料を設定している場合の特例

1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

#### 1 単位制の支給額決定ルール

##### (1) 支給対象単位数の上限（規則第 7 条第 6 項）

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修登録単位（以下「履修単位」という。）数であり、修得単位数ではない）。

##### (2) 年間の支給対象単位数の上限（規則第 7 条第 5 項）

30 単位とする。

##### (3) 支給期間の上限

① 全日制高校等（②・③以外）：36 月

② 高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月

③ 専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※以下、②及び③を「定時制課程等」という。

※支給期間は、履修単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。ただし、休学の場合には、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

##### (4) 支給限度額の考え方（令第 2 条、規則第 7 条第 4 項）

###### ① 1 単位あたりの支給限度額

○ 就学支援金の額は、法第 5 条第 1 項の規定に基づく施行令第 2 条各号において、高等学校の設置者、校種及び課程の区分ごとに支給限度額（月額）として定めているが、高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校のうち、単位制授業料に係るものについては、定額授業料を設定している場合の総支給額（支給限度額×支給期間の上限）を超えない範囲内において、履修単位数に応じて文部科学省令で定めることとしている。

○ このため、今般、定額授業料を設定している一部校種の支給限度額の変更に伴い、当該校種の単位制授業料に係る支給限度額についても変更することとする。

（私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程（通信制を除く）、私立及び公立の専修学校（通信制を除く））

○ これらの校種の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、今般 38,100 円に引き上げることとなった。支給期間の上限は 36 月であるから、18,528 円（38,100 円/月×36 月÷74 単位を通常の履修期間である 12 月で割り切れる数に切り下げ）とすることとする。

（私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制、私立及び公立の専修学校の通信制）

○ これらの校種の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、今般 28,100 円に引き上げることとなった。支給期間の上限は 36 月であるから、13,668 円（28,100 円/月×36 月÷74 単位を 12 で割り切れる数に切り下げ）とすることとする。

(国立の高等学校及び中等教育学校の後期課程)

- 国立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、今般の改正による引き上げの対象ではなく、9,600円のままである一方で、専修学校については9,900円から13,900円に引き上げることとなったが、国立学校においては、高等学校及び中等教育学校の後期課程で単位制授業料を設定していないため、これらの校種の単位数授業料に係る支給限度額については、従来から原則的な支給限度額である9,900円を基にした4,812円(9,900円/月×36月÷74単位を12で割り切れる数に切り下げ)が適用されていた(※)。

※ 改正前の施行規則第7条第2項第1号において「高等学校及び中等教育学校の後期課程(次号及び第三号に掲げるものを除く。)並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校」と規定されていた。

- しかしながら、定額授業料を設定している場合の支給限度額の今般の見直しにおいて、設置者・校種・課程等ごとに1つの額に定める金額を支給限度額と位置付けることとしたことを踏まえると、単位制授業料に係る支給限度額についても同じ考え方に則ることが適当であるため、国立の高等学校、中等教育学校の後期課程の単位制授業料に係る支給限度額は、4,668円(9,600円/月×36月÷74単位を12で割り切れる数に切り下げ)とすることとする。

(国立の専修学校)

- 国立の専修学校の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、9,900円から13,900円に引き上げることとなったため、6,756円(13,900円/月×36月÷74単位を12で割り切れる数に切り下げ)とすることとする。

(公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の全日制)

- 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の全日制的支給限度額である9,900円は、今般の改正による引き上げの対象ではないため、これらの校種の単位制授業料に係る支給限度額は4,812円のままとする。

(公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制)

- 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、今般の改正による引き上げの対象ではなく、2,700円のままであるため、これらの校種の単位制授業料に係る支給限度額についても、1,740円のままとする。

(公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制)

- 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の定額授業料を設定している場合の支給限度額は、今般の改正による引き上げの対象ではなく520円のままであるため、これらの校種の単位制授業料に係る支給限度額についても、336円のままとする。

## ② 1単位あたり月額(私立高等学校(全日制・単位制)の例)

18,528円÷履修期間

※学校において1単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額÷履修期間として計算。

## ③ 支給限度額の算定方法

1単位あたり支給額(月額)×履修単位数(端数切捨て)

#### ④支給額の算定例

##### 《例1》

授業料額 20,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 6 月の定時制課程の場合

- ・ 授業料月額：20,000 円÷6 月×25 単位=83,333 円（端数切捨て）
- ・ 支給限度額：18,528 円÷6 月×25 単位=77,200 円
- ・ 支給額：授業料月額>支給限度額→77,200 円

##### 《例2》

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、通信制課程の場合

- ・ 授業料月額：8,000 円÷12 月×40 単位=26,666 円（端数切捨て）
- ・ 支給限度額：13,668 円÷12 月×30 単位=34,170 円
- ・ 支給額：授業料月額<支給限度額→26,666 円

## 2 授業料月額等の端数処理について

支給額算定の過程において端数切捨てをした結果、支給総額が端数切捨てをする前よりも少なくなる場合がある。こうした場合、判断は都道府県により行われるものであるが、申請者の利益の観点から、一律あるいは一定のルールに基づいて端数処理（「授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額」（法第5条第1項）を算定する過程で、履修期間内の一部の月分の授業料額を1円上乗せするなどの調整）を行うことが望ましいと考えられる（e-Shien を利用する場合は、一律に端数処理を実施する仕様となっているが、令和8年度は使用できないため留意が必要）。

特に、公立高等学校の単位制課程の場合等においては、就学支援金の支給額と授業料額との間に微細な差額が生じ、当該微細な差額を授業料として徴収しなければならないケースが生じる可能性があり、事務負担やそれに伴うコストの増加も重なる。この場合においては、端数処理を行うことにより、微細な差額が生じないようにすることができる。

1円を上乗せするタイミングについては、都道府県の判断とすることが可能だが、その後の履修科目の追加登録の可能性等を考慮すると、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せをすることが望ましいと考えられる。

なお、以下に掲載する例は授業料額に端数を上乗せする例であるが、支給限度額についても同様に上乗せすることとし、e-Shienにおいても同様の処理を行うこととしている。

《例1》  
 授業料額330円/単位、19単位登録、履修期間12月の場合

- ・ 授業料月額：330円÷12月×19単位=522.5円→522円（端数切捨て）
- ・ 支給限度額：330円÷12月×19単位=522.5→522円（端数切捨て）
- ・ 支給額：授業料月額=支給限度額→522円

となるが、

- ・ 総支給額（年額）：522円×12月=6,264円
- ・ 授業料総額（年額）：330円×19単位=6,270円
- ・ 差額：6,270円-6,264円=6円→差額6円分の授業料を徴収する必要がある。

↓

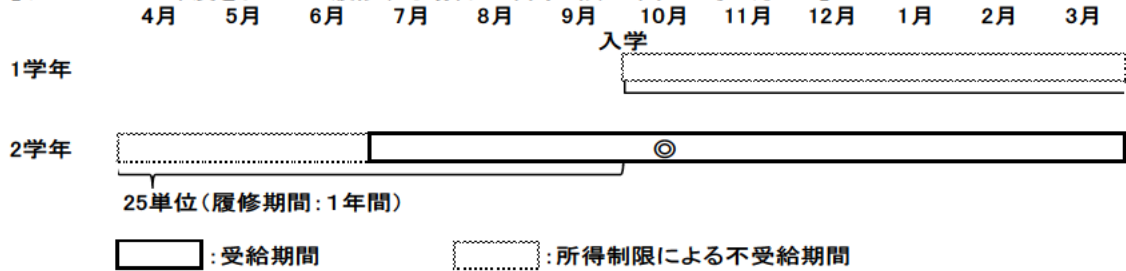
端数の計が1円以上となる、5・7・9・11・1・3月分の授業料の額（522円）にそれぞれ1円上乗せする。  
 →522円×6月+523円×6月=6,270円  
 授業料総額が6,270円となり、当該額の全額について就学支援金が支給されるため、差額は生じない。

《例2》  
 授業料額330円/単位、4月に19単位登録（履修期間12月）、8月に11単位登録（履修期間8月）の場合  
 （月ごとの授業料月額）

	授業料 /単位	登録 単位	履修 期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月登録	330円	19	12	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5
8月登録	330円	11	8	-	-	-	-	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75
計				522.5	522.5	522.5	522.5	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25
端数				0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
端数累計				0.5	1	0.5	1	0.25	0.5	0.75	1	0.25	0.5	0.75	1
授業料月額（上乗せ前）				522	522	522	522	976	976	976	976	976	976	976	976
授業料月額（上乗せ後）				522	523	522	523	976	976	976	977	976	976	976	977
授業料総額（年額）				9,900円											

### 年間上限30単位ルールについて

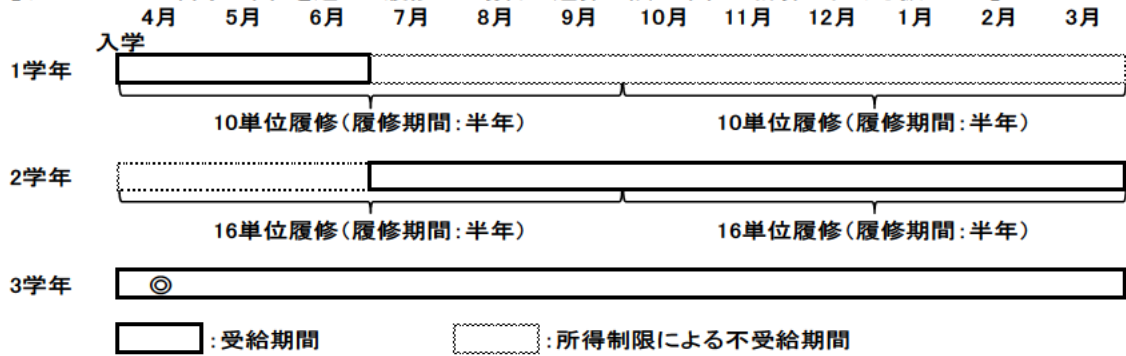
【ケースA — 年度をまたいで履修する場合の年間上限30単位の考え方 —】



2学年の10月分の支給対象単位数は、30単位  
 (1学年の10月～2学年の9月まで履修した25単位は、算定月(2学年の10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため)

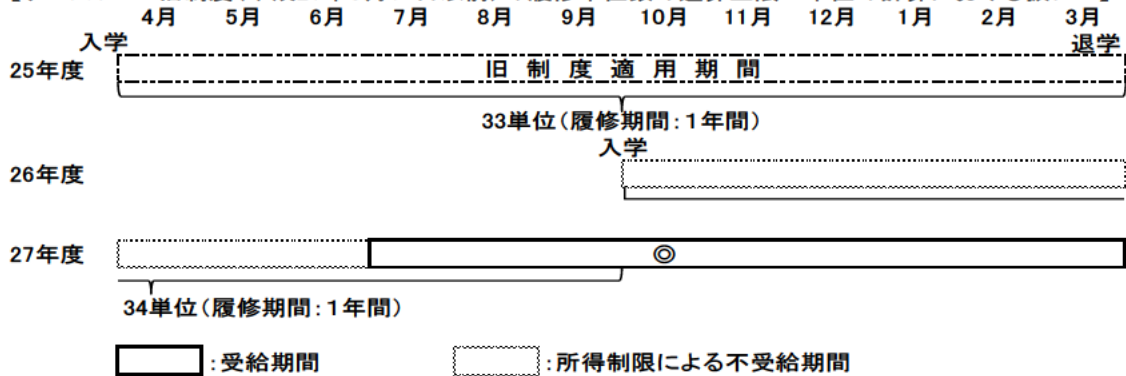
### 通算上限74単位ルールについて

【ケースB — 年間30単位を超えて履修した場合の通算上限74単位の計算における扱い —】



3学年4月における残支給単位数は、74単位－10単位×2－30単位＝24単位  
 (2学年時の履修単位数は16単位×2＝32単位であるが、年間上限の30単位まで算入)

【ケースC — 旧制度(平成26年3月31日以前)の履修単位数の通算上限74単位の計算における扱い—】



平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。現行制度適用者に係る就学支援金の支給期間(単位)には、過去に高等学校等(国公立の別を問わない)に在学していた期間(単位)が算入される。  
 27年度10月における残支給単位数は、74単位－33単位－30単位＝11単位  
 (25年度の33単位は、旧制度適用期間の履修単位数であるため、全て74単位の計算に算入。  
 26年度10月～27年度9月まで履修した34単位については、年間上限の30単位まで算入。)  
 ※なお、26年度10月～27年度9月までに履修した34単位は、算定月(27年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため、年間上限30単位の計算には含まれず、27年度10月分は最大11単位支給可能。

## 第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

- 1 対象となる高等学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
  - Q1-1 同時に2つ以上の高校・課程に在学等している場合
  - Q1-2 同一高校内で課程を変更する場合
  - Q1-3 専攻科、別科、聴講生、科目履修生
  
- 2 住所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - Q2-1 「住所を有する」の解釈
  - Q2-2 国籍が「日本国以外」の者の場合の住所確認
  - Q2-3 無戸籍・無国籍の者の取り扱い
  
- 3 日本国籍を有する者又は特別永住者その他これに準ずるもの・・・・・・・・・・ 35
  - Q3-1 改正後の施行規則第1条の2第1号ロに規定する高等学校等（中略）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの
  - Q3-2 留学生（在留資格「留学」の者）
  - Q3-3 難民申請中の者
  - Q3-4 不法滞在者
  - Q3-5 在留期間を超過した者
  
- 4 高等学校等を卒業又は修了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - Q4-1 外国の高等学校等を卒業または修了した者
  - Q4-2 高卒認定試験に合格している者
  
- 5 在学期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - Q5-1 過去の在学期間の確認
  - Q5-2 在学期間の通算に含まれる期間
  - Q5-3 在学期間の通算に含まれない期間
  - Q5-4 転学した場合の在学期間の扱い
  - Q5-5 長期停学中に授業料が発生していない場合
  
- 6 申請・・ 39
  - Q6-1 申請者とは
  - Q6-2 申請書等に不備・誤記がある場合の対応
  - Q6-3 受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合
  - Q6-4 年度途中の申請
  - Q6-5 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは
  - Q6-6 国籍・在留資格等を確認するための書類の提出が遅れる場合
  - Q6-7 個人情報の保護
  
- 7 認定・・ 40
  - Q7-1 受給資格の有効期間
  - Q7-2 学校が不適切な運営をしているなど、在学状態に疑義が生じている場合
  - Q7-3 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項
  
- 8 支給額の算定・支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
  - Q8-1 申請認定後、支給を開始する日
  - Q8-2 授業料が減額又は免除されている者
  - Q8-3 授業料減免、奨学金と就学支援金の関係

Q8-4	平成 22 年の制度開始前に履修した単位の計算	
Q8-5	平成 22 年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算	
Q8-6	令和 8 年度以降、国籍・在留資格等の確認結果に基づき受給資格を有していない期間に履修した単位の計算	
Q8-7	学校外における学修の単位の計算	
Q8-8	定時制・通信制の併修の場合	
Q8-9	定額制授業料と単位制授業料を併用している場合	
<b>9</b>	<b>届出</b>	<b>43</b>
Q9-1	申請と届出の違い	
<b>10</b>	<b>受給権放棄</b>	<b>43</b>
Q10-1	受給権放棄の手続き	
Q10-2	受給権放棄後に再度申請があった場合	
<b>11</b>	<b>代理受領</b>	<b>44</b>
Q11-1	転学の際の代理受領	
Q11-2	学校における会計処理	
<b>12</b>	<b>休学</b>	<b>45</b>
Q12-1	受給権者が支給停止の申出を行っていない場合	
Q12-2	生徒が入学と同時に休学する場合	
Q12-3	復学前に支給再開の申出があった場合	
<b>13</b>	<b>転学</b>	<b>46</b>
Q13-1	転出入する場合の支援金の算出方法	
Q13-2	年度途中で単位制授業料の私立高校に転入した場合	
Q13-3	年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位	
Q13-4	単位修得のない専修学校における履修の単位換算	
Q13-5	前籍校での履修単位数が確認できない場合	
Q13-6	旧制度（平成 26 年 3 月 31 日以前）の適用が考慮される場合	
<b>14</b>	<b>その他</b>	<b>48</b>
Q14-1	都道府県と学校の事務分担	
Q14-2	様式に加筆・修正の可否	
Q14-3	時効	
Q14-4	処分の取消	
Q14-5	事務費交付金、奨学給付金、学び直しの過年度支出	
Q14-6	就学支援金事務により取得した情報の流用の可否	

## 1 対象となる高等学校等

### Q1-1 同時に2つ以上の高校・課程に在学等している場合

申請者が同時に2つ以上の高校・課程に在学している場合、申請者の選択によりいずれか一つの高校・課程で就学支援金を受給する。2つ以上の高校・課程で就学支援金を同時に受給することはできない（法第3条第1項）。

なお、就学支援金の支給を受ける高等学校等に学校間連携先の授業に係る授業料を支払っており、かつ、学校間連携先等での学修が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、当該換算単位を含めて、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。また、定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合も同様である。

#### 法第3条第1項

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

### Q1-2 同一高校内で課程を変更する場合

在学中の高校内で課程を変更する場合（例：同じ高校の全日制課程から定時制課程へ転籍）は転学の場合と同様に受給資格の消滅手続きを行い、新たな課程で申請手続きを行う必要がある。この際、学校名や在籍期間など学校で了知している情報は学校で入力する等、各支給権者の判断で申請者の事務負担軽減を図ることも可能である。

### Q1-3 専攻科、別科、聴講生、科目履修生

専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

## 2 住所

### Q2-1 「住所を有する」の解釈

就学支援金は、生徒が日本国内に住所を有することを支給要件としている（法3条）。法令に特段の定めがない場合、「住所」とは民法第22条の「人の生活の本拠」、すなわちその者の生活全般の活動の中心となる本拠を意味する（最判昭29.10.20等）。「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。

### Q2-2 国籍が「日本国以外」の者の場合の住所確認

申請者が「日本国以外」の国籍の者の場合の住所地は、受給資格認定申請書等に添付される住民票または出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードにより確認すること。

### Q2-3 無戸籍・無国籍の者の取り扱い

申請者が無戸籍または無国籍の者の場合、就学支援金の対象要件を満たさないため、まずは、関係の窓口にご相談されたい。無戸籍の場合は、全国の法務局・地方法務局又は居住地の市区町村の戸籍窓口、無国籍の場合は、住所地を管轄する法務局・地方法務局にそれぞれ案内されたい。

## 3 日本国籍を有する者又は特別永住者その他これに準ずるもの

### Q3-1 改正後の施行規則第1条の2第1号口に規定する高等学校等（中略）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの

高等学校等の卒業又は修了後直ちに就労する意思があることのみに限らず、高等学校等の卒業又は修了後に大学等に進学し、その卒業又は修了後に就労する意思があることについても認められる

### Q3-2 留学生（在留資格「留学」の者）

令和7年度以前の制度では、就学支援金の対象であったが、改正法による、今般の就学支援金制度の拡充は、将来の我が国社会を担う人材を育成するため、生徒がその経済的な状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的としているものであり、その観点から見直しを行った結果、令和8年度以降は、国籍が「日本国以外」の者であって、在留資格が「留学」である生徒は、就学支援金の対象とはならない。

なお、令和8年3月末に高等学校等に在学していた生徒で、引き続き令和8年4月以降も在学している場合については、令和7年度までの制度で受けていた支援が継続される。

### Q3-3 難民申請中の者

Q3-2に記載した趣旨と同様であり、就学支援金の対象とはならない。

ただし、適法に生活の本拠を構える外国人であれば、新入生については、「高校生等・新修学支援」の補助金による支援金の対象となり得る。なお、令和8年3月末に高等学校等に在学していた生徒で、引き続き令和8年4月以降も在学している場合については、令和7年度までの制度で受けていた支援が継続される。難民申請中又は審査請求中に仮滞在が認められた場合には転入を届け出ることとされており、それにより住民票を取得できる（住民基本台帳法第30条の46）。若しくは、難民申請前に中長期（3か月以上）の在留資格により適法に在留していた場合は、在留カードが交付される。住民票または在留カードにより、日本に住所を有する者であることが確認でき、また、住民票が作成されることで個人番号も付番され、個人番号カード等の取得も可能となる。

なお、難民認定を受け、在留資格「定住者」が付与された場合には、その時点から就学支援金の対象になりうる（将来永住する意思があると認められるもの）ので、申請手続きを案内されたい。

ウクライナから避難してきた生徒についても、上記に準じて取り扱いされたい。

#### Q3-4 不法滞在者

社会保障制度を外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連携と相互扶助の理念から、国内に適法な居住関係を有する者のみを対象者とするのが一応の原則である（最判昭53.3.30）。就学支援金は、社会全体の負担である国費で生徒の学びを支える制度であるため、不法滞在者は就学支援金の支給の対象とはならない。なお、仮放免措置が行われている場合であっても、あくまで仮放免措置は出国までの間の臨時的な措置であり、その者が依然として不法滞在者であることに変わりはない。

#### Q3-5 在留期間を超過した者

申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能であるが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要である。在留期間の延長が確認できた場合、就学支援金の受給資格認定手続きを行い、その判定結果を踏まえて、生徒にその結果を通知する。

「国籍・在留資格等変更届」によって、在留期間の更新を確認した場合には、支給決定時期の変更手続きを行い、生徒にその旨を通知する。

なお、在留期間が終了し、特例期間を超過した場合には、不法滞在となる。

また、在留期間を超過してしまうような事態は、本人に不利益の取り扱いとなるため、在留期間の期限の3か月前より注意喚起を行うことが望ましい。【第I部第III章3(2)を参照】

## 4 高等学校等を卒業又は修了

#### Q4-1 外国の高等学校等を卒業または修了した者

高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず就学支援金を受給することができないが（法第3条第2項第1号）、外国の高等学校は法第2条で定義される「高等学校等」に含まれないため、外国の高等学校を卒業または修了した者が就学支援金の支給の対象となる学校に入学又は編入学した場合、その他の要件を満たせば就学支援金を受給することができる。

##### 法第2条

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第二項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

##### 法第3条第2項

就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者

#### Q4-2 高卒認定試験に合格している者

就学支援金は、高校で履修した授業の授業料に対して支給されるものであるため、受給権者が高等学校卒業程度認定（旧大学入学資格検定）に合格していても、高等学校等を卒業又は修了していなければ支給される。

## 5 在学期間

#### Q5-1 過去の在学期間の確認

生徒の過去の高等学校等における在学期間については、自校での在学期間のみである場合、生徒側からの申告によることとして差し支えない。ただし、他校での在学期間が申告されるなど、生徒側からの申告の確認が得られない場合、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、過去に在学した学校に問い合わせたりするなどにより確認する。また、紙の書類で申請をする場合に、申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する際は、必要に応じて別紙により提出させること。

指導要録の保存年限が経過したなど、過去の在学期間を証明するものがない場合も、原則どおり本人の申告に基づき在学期間を判定する。この場合、申立書を作成してもらうことにより記録を残すとともに、意図的に不正受給を行った場合には、罰則の対象となる場合があることを周知することなどにより、虚偽の申請を抑制する方法を採ることが考えられる。

過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を提出させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

#### Q5-2 在学期間の通算に含まれる期間

高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月。以下同じ。）を超える者は、就学支援金を受給することができない。在学期間の通算には、平成22年4月の制度開始前に高等学校等に在学した期間も含まれる。

また、平成25年度の法改正により、平成26年度より新たに対象となった国家資格者養成施設等の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

#### Q5-3 在学期間の通算に含まれない期間

在学期間の計算の特例（規則第2条）として、在学期間の通算に含まれない期間は以下のとおり。

① 日本に住所を有しない期間（例えば、外国の高等学校から日本の高等学校に編入学する場合の海外の高等学校における在学期間）【規則第2条第1項第1号】

※ このため、外国の高等学校等や在外教育施設から日本の高等学校等に編入学した場合、編入学時から最大36月就学支援金が支給される。

②（国籍・在留資格等の欠格要件の施行日である）令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の欠格要件に該当することにより受給資格を有しない者が休学していた期間【規則第2条第1項第2号】

※ 受給資格を有しない者は、休学のための支給停止の申出を行うことができないため除外する。

③ 平成26年4月1日から令和8年3月31日までに、所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間【規則第2条第1項第3号】

※所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体的に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。

- ④ 平成 22 年 4 月前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに規則第 1 条第 2 号に掲げる専修学校一般課程及び各種学校であつて国家資格者養成施設等の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間【規則第 2 条第 1 項第 4 号】
- ⑤ 平成 26 年 4 月 1 日前に公立高等学校等を休学した期間【規則第 2 条第 1 項第 5 号】

#### Q5-4 転学した場合の在学期間の扱い

転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が 36 月までの者には、就学支援金が支給される。したがって、高等学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36 月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。

#### Q5-5 長期停学中に授業料が発生していない場合

生徒が長期の停学中であり、授業料減免により授業料徴収されていない場合でも、休学と停学は学校教育法上の位置づけが異なる処分であるため、停学を休学と同様とみなして法第 8 条に基づく就学支援金の支給を停止することはできない。

よって、長期停学中に授業料減免により授業料が徴収されていない期間も、在学期間に通算する。

#### 法第 8 条

就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

- 2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

#### 令第 3 条（就学支援金の支給の停止）

法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

#### 学校教育法施行規則第 26 条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

#### 学校教育法施行規則第 94 条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

## 6 申請（一部届出と共通）

### Q6-1 申請者とは

認定申請を行う者は生徒であり、就学支援金の申請は単に利益を得、義務を免れる行為であることから、未成年であっても申請に当たって保護者等の同意は必要ない。ただし、生徒が未成年の場合、申請に必要な事項を親権者等の法定代理人が入力して差し支えない。

### Q6-2 申請内容等に不備・誤記がある場合の対応

提出のあった事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって入力・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって入力・訂正したことが明らかになるようにし、入力した日時、確認者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい。

### Q6-3 受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合

生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない（学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）。

ただし、生徒が保護者等に資料を渡したり相談したりしていない、あるいは、就学支援金の趣旨や支援内容が正確に伝わっていないなどの理由により、申請が行われていない場合もあると考えられるため、保護者等も含めて、制度を理解した上での判断なのか、確認するよう努めること。

### Q6-4 年度途中の申請

年度途中に就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月の初日において申請者が受給資格を満たす場合には申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第6条第3項）に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。

### Q6-5 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは

法第6条第3項に規定する、「やむを得ない理由」としては、被災や長期にわたる病欠、ドメスティックバイオレンス（DV）・養育放棄等の家庭の事情により期限までに申請・届出の手続きに着手できないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。「やむを得ない理由」があったかどうかの判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

上記のやむを得ない理由又は正当な理由については、就学支援金制度が教育の機会均等に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、個別のケースに応じて都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

### Q6-6 国籍・在留資格等を確認するための書類の提出が遅れる場合

国籍が「日本国以外」の生徒であって、紙の書類で申請をする場合に、国籍・在留資格等の本人確認に係る書類の提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみ先に提出させ、国籍・在留資格等の本人確認に係る書類は後に補填することにより対応する（申請日は、申請書の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。

国籍・在留資格等の本人確認に係る書類の補填の期限については、各都道府県において生徒の状況を確認しつつ、適切に設定し、提出を求めること。また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

## Q6-7 個人情報の保護

就学支援金事務に伴い入手した個人情報は、個人情報保護法及び各都道府県の個人情報保護条例等の法令に基づき、適切に管理する必要がある。

特に、個人番号等の特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）をはじめとする関係法令に加え、個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」や各都道府県において定める「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」も踏まえ、適切に管理する必要がある。

## 7 認定

### Q7-1 受給資格の有効期間

受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。また、休学中に支給停止している間も受給資格は有効である。ただし、国籍・在留資格等の確認により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや、転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。なお、支給決定は毎年行う。（規則第8条）

### Q7-2 学校が不適切な運営をしているなど在校状態に疑義が生じている場合

法第3条において、「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（括弧内省略）における就学について支給する」とされていることから、受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、支給対象高等学校等における生徒の在学そのものに疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の受給資格認定を留保し、当該学校や都道府県において当該学校を所管する部局（構造改革特別区域法第12条に基づき株式会社の設置する学校については、同条に定める認定地方公共団体）に対し確認をすること。

また、認定後において不正等が発覚した場合には、法第11条に定める不正利得の徴収を行うなど厳正に対処されたい。

上記の取扱いについては、支給対象となる高等学校等に対し予め周知すること。

### Q7-3 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

定額の授業料を定める学校に在学していた生徒が単位制授業料を定める学校に転編入する場合、原則、転出県において、次の①または②のいずれかの方法により、当該生徒の履修単位数（定額の授業料を定める学校における履修単位数、以下本問中で同じ。）を転学先の学校等において把握できるようにすること。（「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえた対応。）

① 事務処理要領に示している受給資格消滅通知について、当該様式中、「履修単位数」の欄に「履修単位数」（学校教育法施行規則に定める卒業要件である74単位が上限。当該科目を履修する期間を満了したものに限り。）を入力し受給資格消滅通知を作成する。

② 事務処理要領に示している受給資格消滅通知に、学校設置者から提出された「履修単位数」がわかる資料を別途添付する。

ただし、転学を許可する際など、既に転学先の学校等において、指導要録や教育課程表等に基づき、当該生徒の履修単位数を把握し、円滑に就学支援金の事務手続を行うことが可能である場合には、履修単位数を受給資格消滅通知に記載することが現籍校において新たな事務負担になり得るため、この限りではない。なお、特段の事情により、履修単位の把握が困難な場合には、Q13-5（前籍校での履修単位数が確認できない場合）によって、処理することもやむをえない。また、その他、転出入に係る履修単位数の取扱いについては、Q13-2~4を確認すること。

## 8 支給額の算定・支給

### Q8-1 申請認定後、支給を開始する日

就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。ただし、条例等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

就学支援金の支給は、原則として、申請が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。(例えば、4月に入学した者が5月になって申請を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」(法第6条第3項)に当たると認められない限り、4月分は支給されない。)

### Q8-2 授業料が減額又は免除されている者

就学支援金は、授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒(いわゆる「特待生」)には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。

なお、施設整備費など授業料以外の納付金については就学支援金の支給対象としない。

### Q8-3 授業料減免、奨学金と就学支援金の関係

就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とされており(法第5条第1項)、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者(生徒)の授業料債権の額となる。

ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。

また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

### Q8-4 平成22年の制度開始前に履修した単位の計算

平成22年4月の制度開始前に履修を開始した科目(履修期間が満了しているものに限る。)の単位数についても、74単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間30単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を74単位の計算に含めるものとする(例えば、制度開始前に1年間で35単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、 $74-30=44$ 単位ではなく、 $74-35=39$ 単位)。

#### Q8-5 平成22年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算

受給権のない生徒（①平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②（平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に所得制限の要件に該当することを見越して）認定申請をしていない生徒、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に収入状況届出を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒）が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である74単位、年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74単位の計算に含めるのは、年間30単位を限度とする。

#### Q8-6 令和8年度以降、国籍・在留資格等の確認結果に基づき受給資格を有していない期間に履修した単位の計算

国籍・在留資格等の確認結果に基づき受給権を有していなかった生徒が、在留資格等の変更により、受給権を有することとなるような場合に、当該受給資格を有していない期間に生徒が履修する科目の単位についても、支給対象単位数の上限である74単位、年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74単位の計算に含めるのは、年間30単位を限度とする。

#### Q8-7 学校外における学修の単位の計算

外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学修、技能審査の成果、学校外活動（ボランティア活動、就業体験活動等）、高等学校卒業程度認定試験の合格、高等学校の別科における学修並びに少年院における矯正教育、学校間連携などの学校外における学修について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位数に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である74単位及び年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算には含めない。

#### Q8-8 定時制・通信制の併修の場合

高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）に基づき通信制及び定時制の課程を併修しており、就学支援金の支給を受ける高等学校等に併修先の授業に係る授業料を支払っている場合、Q1-1に記載するように、併修先等での学習が卒業に必要な単位数に換算される単位について、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。

この際、1単位当たりの授業料を設定しており、通信制課程で開講している単位の授業料と定時制課程で開講している単位の授業料が異なる等の場合については、単位ごとの授業料に基づいて1単位当たりの授業料月額や支給限度額の計算を行うこととなるが、あくまで就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給することとなるため、通信制に所属している生徒の支給限度額の上限は、通信制の生徒に対する限度額となることに留意が必要である。

#### Q8-9 定額制授業料と単位制授業料を併用している場合

同一課程内において、定額で徴収する授業料と単位当たりで徴収する授業料を併用している場合は、1単位当たり授業料を定額授業料÷履修単位数+1単位の授業料として算定すること。具体的な計算は以下のとおり。

(例) 年額授業料10万円に加え、1単位当たり授業料1万円を徴収する授業料設定の課程で年30単位履修する場合。

$$1\text{単位当たり授業料} = 100,000 \text{ (円)} \div 30 \text{ (単位)} + 10,000 \text{ (円)}$$

## 9 届出

### Q9-1 申請と届出の違い

申請は、生徒等が受給資格を有していないことを前提に都道府県知事に対し受給資格の認定の申請を行うものであり（法第4条）、届出は法4条の申請に基づき受給資格を認定された受給権者が、国籍・在留資格・在留期間の変更・更新のあった場合、その事項を届け出るものである（法第4条、規則第3条第4項）。

#### 法第4条（受給資格の認定）

前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

#### 法第6条（就学支援金の支給）第2項

就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

#### 規則第3条第4項

受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 国籍の変更があったとき
- 二 特別永住者となったとき又は特別永住者でなくなったとき
- 三 在留資格の変更があったとき
- 四 在留期間の更新があったとき

## 10 受給権放棄

### Q10-1 受給権放棄の手続き

就学支援金の受給権は、申請に基づき認定され付与される権利であるため、就学支援金を受給する権利を放棄することも受給権者であれば可能と解される。例えば、年度の途中で何らかの理由で就学支援金の受給を辞退すること等が考えられる。この場合は、生徒本人から受給権放棄の意思表示がされた後、受給権放棄の手続きをした時点で受給資格が消滅する。

なお、オンライン申請システムにおいては、申請又は届出に併せて受給権放棄の意思確認をすることが可能である。

### Q10-2 受給権放棄後に再度申請があった場合

受給権を放棄したため、受給資格が消滅した生徒が、改めて法第4条に基づく申請を行うことも可能である。受給資格が認定された場合は、申請した日の属する月からの支給となる。

## 11 代理受領

### Q11-1 転学の際の代理受領

月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が就学支援金を代理受領する。なお、月の途中で他の高等学校等に転学等をした生徒については、転学等をした後の高等学校等においては同月分の就学支援金は支給されないため、同一の都道府県立の高等学校等の場合は、転学元の高等学校等で授業料を課し、転学等をした後の高等学校等において同月分の授業料を徴収しないこととすることが望ましい。

### Q11-2 学校における会計処理

代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、就学支援金に係る原資等を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた就学支援金のうち確定した就学支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。

なお、参考までに、就学支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から就学支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、就学支援金を都道府県から受け入れた場合】

○就学支援金3月分が、都道府県から学校法人に入金されたとき  
就学支援金3月分全額について、「預り金」で処理  
(借) 現金預金××××× (貸) 預り金受入収入×××××

○授業料の納付期限が到来したとき  
生徒からの入金分を「授業料」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分を「授業料」に振り替え  
(借) 現金預金××××× (貸) 授業料収入注(1)×××××  
預り金支払支出××××× 授業料収入注(2)×××××

注(1) 授業料から就学支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額

注(2) 就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

○生徒から授業料全額を収納したとき  
(借) 現金預金××××× (貸) 授業料収入×××××

○就学支援金3月分が都道府県から学校法人に入金されたとき  
就学支援金3月分全額について「預り金」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち生徒への還付相当額を「現金預金」に振り替え  
(借) 現金預金××××× (貸) 預り金受入収入×××××

預り金支払支出××××× 現金預金×××××

学校設置者が預り金として就学支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、就学支援金を預金することにより利息収入が生じないように、就学支援金のみ当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

## 12 休学

### Q12-1 受給権者が支給停止の申出を行っていない場合

生徒の休学に際して、受給権者が支給停止の申出を行っていない場合は、休学期間分も、支給要件における在学期間（上限 36 月）に算入される。

### Q12-2 生徒が入学と同時に休学する場合

生徒が入学と同時に休学し、休学期間は就学支援金の受給を希望しない場合は、入学時には申請を提出させず、休学から復学する際に、申請を提出させること。

### Q12-3 復学前に支給再開の申出があった場合

復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出の提出があった日の属する月の翌月分から、就学支援金の支給を受けることができる。

## 13 転学

### Q13-1 転出入する場合の支援金の算出方法

<転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）>

- i) 全日制高校等の場合  
→「36月から高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）を除いた月数」とする。
- ii) 定時制課程等の場合  
→「48月から高等学校等に在学した月数を除いた月数」とする。
- iii) 全日制高校等から定時制課程等に転入した場合  
→「48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- iv) 定時制課程等から全日制高校等に転入した場合  
→「36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- v) 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合  
→「48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74単位から過去に履修登録した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限」とする。
- v i) 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合  
→過去に取得した単位数に関係なく「36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- v) 全日制高校等と定時制課程等の間を複数回転出入している場合
  - a. 全日制高校等に転入する場合  
→ $36\text{月} - (\text{全日制等月数} + \text{定時制等月数} \times 3/4)$ （端数切捨て）
  - b. 定時制課程等に転入する場合  
→ $48\text{月} - (\text{全日制等月数} \times 4/3 + \text{定時制等月数})$ （端数切捨て）

上記一般ルールに基づき、以下のとおりとする。

#### 学年制から単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）に転入

(例) 全日制（学年制）高校を1年次の12月在籍、32単位履修で転出、定時制（単位制）高校に転入

①転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間： $48\text{月} - 12\text{月} \times 4/3 = 32\text{月}$ 以内で支給

②転入後の支給額（単位ごとに授業料を徴収する場合のルール）

$(74 - 32) = 42$ 単位まで支給可能

※年間の登録上限は30単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には30単位の年間上限を適用させない。

#### 単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）から学年制に転入

(例) 公立定時制（単位制）高校を19月在籍、履修登録単位35単位（1年目：20、2年目：15）で転出し、公立全日制（学年制）高校に転入

※履修登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する

①転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間： $36\text{月} - 19\text{月} \times 3/4 = 22\text{月}$ まで支給可能

②転入後の支給額

月額（9,900円（全日製の1月あたりの授業料額））×22月

### Q13-2 年度途中で単位制授業料の私立高校に転入した場合

(例) ある生徒が、A校において、12月の履修期間で当該年度に25単位を履修登録し、4月から10月までの7月間在学した（ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない）。その後、当該生徒がB校に入学し、当該年度に10単位を履修登録の上11月から3月までの5月間在学した。

#### ①A校での履修を承継してB校に転入学した場合

○1単位当たりの支給限度額を除く月数は、A校で履修期間として登録した月数（12月）とし、合算する単位数は、B校で登録した単位数（10単位）とする。

B校での1月あたりの支給限度額：18,528円÷12月×10単位

○A校からB校への移動の際に承継しなかった15単位は、履修期間が満了しなかったことによるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

#### ②A校での履修を承継せずB校に入学した場合

○1単位当たりの支給限度額を除く月数は、B校で履修期間として登録した月数（5月）とし、合算する単位数は、B校で登録した単位数（10単位）とする。

B校での1月あたりの支給限度額：18,528円÷5月×10単位

○A校で登録した25単位分は、B校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことによるため、3年間の合計で74単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※履修期間満了の考え方が休学時と異なるので注意（Q13-3参照）

### Q13-3 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位

(例) ある通信制高校において、履修期間の2/3の履修（出席）を満了し且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間12月、2単位の科目について、生徒Aは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒Bは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒Aと生徒B共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

#### ①支給停止手続を行った場合

○残支給期間：支給停止手続を行った翌月から支給期間が停止する。

48月－8月＝40月

※休学中の履修期間（4月）分は支給しない。

○残支給単位数：休学（支給停止）期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

#### ②支給停止手続を行わなかった場合

○残支給期間：すべての履修期間を支給期間の上限に含める。

48月－12月＝36月

※休学中の履修期間（4月）分も支給する。

○残支給単位数：休学期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74単位－2単位＝72単位

※履修期間満了の考え方が退学時と異なるので注意（Q13-2参照）

### Q13-4 単位修得のない専修学校における履修の単位換算

単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第23条第2項において、一単位当たりの授業時数は、35単位時間をもって1単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

(例) 前籍校（高等専修学校）において800単位時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入する場合の残支給単位数

74単位－（800単位時間÷35単位時間）＝51単位（端数切捨て）

#### Q13-5 前籍校での履修単位数が確認できない場合

前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書等の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。(Q7-3 参照) 前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第 28 条第 2 項における保存期間 5 年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限(全日制高校等: 36 月、定時制課程等: 48 月)に対する前籍校の在籍期間(休学期間を含む)の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

(例) 前籍校(定時制)に12月在籍し(既履修単位数は確認できず)、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数

$74\text{単位} - 74\text{単位} \times 12/48\text{月} = 55\text{単位}$  (端数切捨て)

#### Q13-6 平成 26 年 3 月 31 日以前の旧制度適用が考慮される場合

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 90 号)(以下「平成 25 年改正法」という。)により、公立高等学校の不徴収制度が廃止され、平成 26 年 4 月 1 日以降、高等学校等に入学した生徒に高等学校等就学支援金に一元化された現行制度が適用されている。このとき平成 25 年改正法附則第 2 条各項の規定により、原則として、平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用されることとなっている(令和 2 年 4 月以降の支給限度額の加算額の引上げ後も取扱いは変わらない)が、平成 26 年 4 月 1 日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成 26 年 4 月 1 日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。このとき、現行制度適用者に係る就学支援金の支給期間には、過去に高等学校等(国公立の別を問わない)に在学していた期間が算入される。

※「転学」や「それに類する退学・編入学」(例: 3 月 31 日退学、4 月 1 日編入学)については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校等の 1 学年 4 月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学」に類する退学・編入学に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」を含むものとする。

※編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間(2・3 日、1～2 週間など)が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」していると認められるときは、旧制度の対象者とする。

## 14 その他

#### Q14-1 都道府県と学校の事務分担

就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、生徒本人の国籍・在留資格等の判定に係る情報の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。

都道府県は、生徒から申請を受け、受給資格(第一章 2 (2)～(5))を認定し、支給額(第一章 2 (6)、(7))を算定する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された申請情報に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、生徒本人の国籍・在留資格等の確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、当該事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について

て検証する。

#### Q14-2 様式の加筆・修正の可否

省令に規定されている様式（様式1、16、20）は、内容・趣旨が大きく損なわれない限り、各都道府県の判断において加筆・修正が可能である。例えば、下線を引く、フォントを変更する、申請書・届出書に意向確認のチェックボックスを設ける等は可能である。一方、罰則規定に関するチェックボックスと一つにまとめる、当該記載を申請書の後方に移動する等はできない。

上記以外の任意様式は、各都道府県の判断で加筆・修正や削除・統合が可能であるが、各様式の法的位置づけは明確にされている必要がある。いずれにせよ、通知の相手方に処分の内容、法的根拠が誤解なく伝わるものであることが必要である。

#### Q14-3 時効

都道府県と生徒等の間において、就学支援金が過大又は過少に支給された場合や、支払うべき支援金を支払っていなかった、又は誤って支払った等の場合の就学支援金にかかる金銭債権の時効に関しては、地方自治法等に基づき5年の消滅時効にかかる。時効の起算点は、「権利を行使することができる時」となる。（地方自治法第236条第1項、会計法第30条、民法第166条第1項）

具体的には、就学支援金の受給資格の認定・不認定や、年度末に支給額が確定する（額の確定）といった行政行為がある場合については、原則として、行政行為の取消後、新たな請求の期限が設定されることとなる。このとき、行政行為の取消の時効は金銭債権と同様5年と解釈（※）されている。また、行政行為によらない誤払い・過払い等については、生徒等（学校）が支給を受けた時が返還請求権の起算点となる。時効の起算点の考え方等については、必要に応じて高校修学支援室に相談すること。

なお、本来受給資格が認定されるべきであったが認定されず、就学支援金の支給が受けられなかった場合については、支給の開始時期について法第6条第2項及び第3項の適用を受ける。上記に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

都道府県と国との間で就学支援金交付金が過大若しくは過小に支払われた場合の請求権の時効は5年の消滅時効にかかる。時効の起算点は、「権利を行使することができる時」となる（会計法第30条）。

都道府県が就学支援金交付金の追加支給を国に求める場合又は返還を国に申し出る場合に、国は都道府県に対する交付金の額の確定を取り消し、再度、額の確定を行うこととなる。行政行為である額の確定の取消の時効は5年と解釈（※）されているため、交付金の額の確定の取消ははじめの額の確定から5年間できることとなる。このため、都道府県において取消が必要な事由が判明した場合には、支給年度分のはじめの額の確定から5年以内にその旨を文部科学省に報告する必要がある。都道府県が交付金の追加支給を国に求める場合又は返還を国に申し出る場合の手続に当たっては、原則として実績報告書及び顛末書等を提出すること。なお、過年度案件の報告・提出は、原則として定例の照会時に行っていただくこととなるが、定例の照会時期を待っている間は消滅時効にかかってしまう案件に限っては、照会期間外であっても受け付けることとする。照会期間外の報告・提出を行う場合は、事前に高校修学支援室に相談すること。

※この行政行為の取消を消滅時効よりも長くできるとすると法的安定性を損なうこととなるため、行政行為の取消については、金銭債権と同様5年間できると解釈されている。

#### ○地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2（略）

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に

規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4(略)

○会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第30条

金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

○民法第166条(債権等の消滅時効)

債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 一 債権者が権利を行行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3(略)

#### Q14-4 処分の取消

受給資格の認定あるいは不認定の処分を行った後に、処分の成立上の瑕疵が判明した場合、各都道府県が当該処分を取り消すこと。取り消しの効果は原則処分成立時まで遡及する。ただし、取消により生徒等に不利益が生じる場合については、個別のケースに応じて都道府県において判断すること。なお、職権による取消は適法性・合目的性の回復を目的としているため、法令の根拠は不要である(最判昭43.11.7等)。

例えば、具体的には、本来は受給資格があるにも係わらず審査上の瑕疵により、受給資格が不認定となった場合や、国籍や在留資格を偽って違法に申請を行ったり、高校既卒者であることを隠して違法に申請を行ったりして、受給資格認定された場合など認定処分の根拠となる情報に誤りがあった場合が考えられる。

#### Q14-5 事務費交付金、奨学給付金、学び直しの過年度支出

過年度支出は、会計年度独立の原則の特例であり、法律に根拠がある場合または国が債務を負っている場合にのみ認められる。就学支援金は、法律に基づく補助であり、また、法第6条第3項のやむを得ない理由により申請ができなかった場合、遡及して申請できる旨が明示されているため、過年度支出を行うことができる。

高等学校等就学支援金事務費交付金、高校生等奨学給付金、学び直し支援事業は、法律に基づく補助ではなく、予算補助事業であるため、過年度支出を行うことはできない。

なお、国が債務を負っている場合とは、国が債務を負担し、当該年度中に支払いを行うものについて、国が負担した債務に対する支払いの請求が翌年度以降に至ってなされた場合等をいう。

#### Q14-6 就学支援金事務により取得した情報を高校生等奨学給付金事務等へ提供することの可否

就学支援金事務により取得した特定個人情報等を他の事務へ提供することは、番号利用法第19条の規定により原則行うことはできない。

しかしながら、都道府県において就学支援金の支給の申請情報やその判定結果(国籍・在留資格等を踏まえた認定結果。以下同じ。)を個人番号利用事務である高校生等奨学給付金事務等へ提供する場合は、独自利用条例に庁内連携に関する規定を整備すれば提供が可能となる。

また、就学支援金の支給の申請情報やその判定結果を、当該都道府県の機関内で個人番号利用事務ではない事務に提供することは差し支えない。ただし、提供する場合においては、当該情報を他の事務で利用することについて、本人から予め同意を得るなど、各都道府県の個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に取扱う必要がある。

## 第Ⅳ部 関係法令

### 高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年法律第十八号)

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 高等学校等就学支援金の支給（第三条—第十五条）

第三章 雑則（第十六条—第二十一条）

#### 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第二項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

第二章 高等学校等就学支援金の支給

（受給資格）

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の

国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

（受給資格の認定）

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（就学支援金の額）

第五条 就学支援金は、前条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあつては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。）に相当する額（その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額（以下この項において「支給限度額」という。）を超える場合にあつては、支給限度額）とする。

2 前項の支給限度額は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（就学支援金の支給）

第六条 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象

高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

- 2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日(次項において「申請日」という。)をいう。)の属する月(受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月)から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給権者がやむを得ない理由により第四条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(代理受領等)

第七条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第八条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

- 2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

第九条 削除

(支払の調整)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者がいるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項から第三項まで、第七条、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を」とあるのは「長を」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあるのは「文部科学大臣」と、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項中「設置者に」とあるのは「長に」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「文部科学大臣」と、「代わつて就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を国の有する」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があつたものとみなす」と、第八条第一項中「設置者を」とあるのは「長を」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」とする。

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあり、並びに第八条第一項及び第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第七条及び第八条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を通じて、当該高等学校等の

所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「都道府県知事」と、「代わつて就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を当該都道府県の」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があつたものとみなす」と、同項中「支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

（交付金）

第十五条 国は、毎年度、第六条第一項の規定により都道府県知事が行う就学支援金の支給に要する費用の四分の三に相当する額を負担するものとし、都道府県に対し、当該額を交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、第六条第一項の規定により都道府県知事が行う就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する額を都道府県に交付する。

### 第三章 雑則

第十六条及び第十七条 削除

（報告等）

第十八条 都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（文部科学省令への委任）

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

（罰則）

第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は

百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

- 2 第十八条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 （平成二五年一二月四日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の日前から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和八年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置)

第二条 令和八年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次条及び附則第五条において「新法」という。）第三条第

一項に規定する者を除く。)に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

(交付金に関する経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平成二十二年政令第百十二号)

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項、第四条第三項、第六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項並びに第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

- 一 その初日において在学していた高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）が高等学校定時制課程等（高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であって、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。次号において同じ。）のみであった月
- 二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月（当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等（法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）であった月に限る。）

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

(支給限度額)

第二条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額
  - イ 高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。） 九千六百元
  - ロ 特別支援学校の高等部 四百年
  - ハ 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。） 一万九千五百五十円
- ニ 専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。） 一万三千九百元

ホ 法第二条第五号に規定する特定教育施設（次号へにおいて単に「特定教育施設」という。） 九千九百円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロからトまでに掲げるものを除く。） 九千九百円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）の定時制の課程 二千七百元

ハ 高等学校の通信制の課程 五百二十円

ニ 特別支援学校の高等部 四百円

ホ 高等専門学校 一万九千五百五十円

へ 専修学校（トに掲げるものを除く。）、各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設 三万八千円

ト 専修学校（高等学校の課程に類する課程であって通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。） 二万八千円

三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 三万八千円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 二万八千円

四 高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万六千円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

（就学支援金の支給の停止）

第三条 法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

2 就学支援金は、法第八条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年一二月一六日政令第三九六号）

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二十四年七月二五日政令第二〇〇号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年三月二九日政令第九九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。）に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。

3 新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月三十一日政令第一二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年十一月二四日政令第三五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年一二月八日政令第三〇一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第一条第二項及び

第四条第二項の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年三月三〇日政令第八九号）

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第一条第二項の規定は、令和二年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 新令第四条第二項の規定は、令和二年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。この場合において、同年四月分から六月分までの高等学校等就学支援金の支給に係る同項の規定の適用については、同項中「算定基準額が十五万四千五百円」とあるのは「保護者等の令和元年度分の道府県民税所得割（地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額と市町村民税所得割（同法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額とを合算した額が二十五万七千五百円」と、「市町村民税」とあるのは「道府県民税及び市町村民税」と、「同条第二項」とあるのは「法第五条第二項」とする。

附 則 （令和四年六月二二日政令第二二七号）

（施行期日）

1 この政令は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条第二項の規定は、令和四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年三月三〇日政令第一〇三号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条第三項及び第四条第二項の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給について

は、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月三十一日政令第八八号）

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

(平成二十二年文部科学省令第十三号)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号、第五条、第六条第一項、第七条第四項、第九条第一項及び第十九条並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第三条第三号及び第四条第二項第一号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

(専修学校及び各種学校)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 専修学校の高等課程

二 専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所

ロ 調理師法（昭和三十三年法律第四百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設

ハ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

三 各種学校であって、前号イからハマまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの

2 法第二条第五号の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科とする。

(永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者)

第一条の二 法第三条第一項に規定する文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの

- イ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者
- ロ 高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの
- 二 入管法別表第二の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- 三 入管法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、永住する意思があると認められるもの  
（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることのできた月を除く。）
- 二 令和八年四月一日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。以下この項において同じ。）
  - イ 日本国籍を有する者
  - ロ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（次条第四項及び第五項において単に「特別永住者」という。）
  - ハ 入管法別表第二の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者（次条第五項において「永住者」という。）
  - ニ 前条各号に掲げる者
- 三 平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）による改正前の法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等を休学していた期間
- 四 法の施行前に法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間
- 五 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行前に生徒等が公立高等学校等を休学していた期間

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、当該受給資格者の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第四条に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

3 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）は、氏名を変更したときは、その旨を支給対象高等学校等（同項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

4 受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 国籍の変更があつたとき
- 二 特別永住者となつたとき又は特別永住者でなくなつたとき
- 三 在留資格の変更があつたとき
- 四 在留期間の更新があつたとき

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合その他の場合において、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その旨及び当該受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該受給権者であつた者に対し、支給対象高等学校等であつた高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

- 一 日本国籍を有しなくなり、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しないとき。
- 二 日本国籍を有せず、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなつたとき。

(受給事由消滅の届出及び通知)

第四条 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が高等学校等に通算して三十六月在学した上で高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し若しくは修了した者又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者となったときを除く。）は、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったとき（当該届出が法第三条第二項第一号に該当する者となった受給権者に係るものであるときを除く。）は、その旨を当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

(授業料の月額等)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 二月以上の期間を通じて授業料の額を定める支給対象高等学校等 当該期間における授業料の額を当該期間の月数で除した額

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）に限る。） 受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目（以下この号及び第七条第四項において「履修科目」という。）のうちの各科目の一単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより授業料の月額から減免に係る額を控除した額は、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、前項各号に定めるところにより算定した額をいう。）から、当該授業料の月額に係る減免額（授業料の減免額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を控除した額とする。

(授業料の額の提出等)

第六条 支給対象高等学校等の設置者は、学則その他の当該支給対象高等学校等の授業料の額を証明する書類の写しを都道府県知事に提出しなければならない。当該授業料の額を変更したときも、同様とする。

2 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者について、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額

等)

第七条 令第二条第一号ニに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

2 令第二条第二号へに規定する文部科学省令で定める各種学校は、第一条第一項第三号に掲げるものとする。

3 令第二条第二号トに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

4 令第二条第四号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあっては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（第十四条第二項において単に「独立行政法人」という。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十四条第二項において単に「国立大学法人」という。）を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 四千六百六十八円

ロ 専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。次号ニにおいて同じ。） 六千七百五十六円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。） 四千八百十二円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。ハ及び次号ロにおいて同じ。）の定時制の課程 千七百四十円

ハ 高等学校の通信制の課程 三百三十六円

ニ 専修学校（ホに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ホ 専修学校通信制学科（令第二条第二号トに規定する専修学校通信制学科をいう。次号ロにおいて同じ。） 一万三千六百六十八円

三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 一万三千六百六十八円

5 前項の額を算定するに当たっては、前項の算定を行う月（以下この項及び次項において「算定月」という。）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

6 第四項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であった高等学校等において履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

（就学支援金の額の通知）

第八条 都道府県知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

（就学支援金の支払の時期）

第九条 就学支援金の支払の時期は、都道府県知事が定めるところによる。

（就学支援金の支給の停止）

第十条 法第八条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第二号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第三条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第八条第一項の規定による申出により就学支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき就学支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、支給対象高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（支給実績証明書）

第十一条 都道府県知事は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、就学支援金の支給の実績を証明する書類を発行しなければならない。

(身分を示す証明書)

第十二条 法第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県知事は、就学支援金の支給に関する事務の一部を支給対象高等学校等の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものに委託することができる。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。））」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条及び第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2 独立行政法人又は国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。））」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会）」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条及び第十条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(専修学校及び各種学校の特例)

- 2 第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程には、当分の間、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「理容師養成施設」という。）又は美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「美容師養成施設」という。）の指定を受けた専修学校の一般課程を含むものとし、第一条第一項第三号に掲げる各種学校には、当分の間、理容師養成施設又は美容師養成施設の指定を受けた各種学校を含むものとする。  
(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例)

- 3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第五項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二四年三月二三日文部科学省令第七号)

- 1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の様式による書類は、平成二十四年四月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成二四年七月二五日文部科学省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二〇日文部科学省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月五日文部科学省令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日文部科学省令第一二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就

学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三十一日 文部科学省令第一三号) 抄  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号及び第三号の規定は、この省令の施行の日以降同項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校の第一学年に入学する生徒に係る高等学校等就学支援金の支給から適用する。

附 則 (平成二七年三月一九日 文部科学省令第六号)  
この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一五日 文部科学省令第三号)  
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一四日 文部科学省令第五号)  
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日 文部科学省令第一二号)  
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一四日 文部科学省令第二一号)  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項及び様式第一号の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月一二日 文部科学省令第六号)  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日 文部科学省令第九号)  
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年三月三十一日 文部科学省令第一一号)

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月九日 文部科学省令第三六号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日 文部科学省令第一一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年二月七日 文部科学省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年六月三〇日 文部科学省令第二三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月三〇日 文部科学省令第一一号)

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支

援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年十一月一八日 文部科学省令第三一号)

(施行期日)

1 この省令は、令和六年十二月二日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和七年五月二六日 文部科学省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条、第三条、第四条及び第六条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれ、第一条、第三条、第四条及び第六条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和七年八月二八日 文部科学省令第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則 (令和八年三月三十一日 文部科学省令第一八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前から引き続き第一条の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号に掲げる各種学校(第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校を含む。)に在学する者に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者(令和八年三月三十一日において受給権者であった者に限る。)に係る第一条の規定による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項の申請に係る様式は、第一条の規定による改正後の様式第一

号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができる。